

1 フランス

大阪刑務所国際対策室長（前研究官） 渡 邊 真 也
研究官補 岸 井 篤 史

目 次

はじめに

第1 調査対象機関及びその性犯罪防止対策における機能・役割

第2 性犯罪の種類

1 性犯罪の種類に関する規定

(1) 性的攻撃

(2) 売春周旋及び売春

(3) 未成年者に対する危険状況の作出

2 性犯罪に関する公訴時効についての法改正

第3 性犯罪の動向

1 性犯罪全体の認知件数等

2 性的攻撃の認知件数等

3 売春周旋の認知件数等

4 性犯罪者の再犯率

第4 警察における性犯罪の捜査及び取締り等に係る諸活動

1 性犯罪の捜査

2 性犯罪に関する地域的特色及び要因

3 地域社会における警察の性犯罪防止活動

第5 性犯罪の刑事事件審理に関する裁判制度

1 性犯罪等の刑事事件の審理手続及び特徴

2 性犯罪事件の審理状況

第6 性犯罪防止対策

1 性犯罪者に対する社会司法追跡調査 (Suivi Socio-Judiciaire, SSJ)

(1) 制度導入の背景

(2) 制度の概要及び目的

(3) 社会司法追跡調査の評価及び課題

2 性犯罪者に対する司法データベース (Fichier Judiciaire National Automatisé des Auteurs d'Infractions Sexuelles, FJNAIS)

(1) 制度の概要

(2) 登録義務者の要件及び登録手続等

(3) 登録義務者による登録情報の修正又は削除申請権

(4) 司法データベースの閲覧による利用

(5) 司法データベースの評価及び課題

3 性犯罪者に対する移動電子監視措置 (Placement sous Surveillance Electronique)

Mobile, PSEM)

- (1) 制度導入の背景
- (2) 制度の概要及び目的
- (3) 監視対象者の要件
- (4) 措置の内容及び期間
- (5) 機器の種類及び機能
- (6) 本格的施行までのスケジュール
- (7) 試行状況
- (8) PSEMの実施経費及び効果

4 刑事施設における性犯罪受刑者処遇

- (1) 刑事施設の種類等
- (2) 地域医学心理局における性犯罪受刑者処遇プログラム

5 犯罪被害者支援団体における援助活動

- (1) 設立経緯及び活動目的
- (2) 活動内容
- (3) 政府機関等による活動資金援助

おわりに

はじめに

本稿は、主としてフランス共和国（以下「フランス」という。）における性犯罪の動向及び性犯罪防止対策の概略を紹介することを目的としている。我が国と同様、フランスにおいても性犯罪は社会的関心が高い犯罪であるところ、同国では、近時における性犯罪の増加を受け、1990年代後半から性犯罪の防止及び被害者の保護等を目的として、刑事司法分野における法制度の整備が進められている。また、同国では、そうした一連の法制度の整備に加えて、民間の犯罪被害者支援団体による性犯罪被害者への援助活動や、公的機関による性犯罪の被害者にならないための、あるいは、被害者になった場合における対処のための教育・広報活動の取組が、積極的に行われている。

本稿では、まず、フランスにおける刑事司法機関等が性犯罪防止において果たしている機能・役割について全体を概観し、次に同国における性犯罪の類型及び法定刑並びに認知件数・検挙件数等の性犯罪の動向を説明し、さらに、刑事司法の各分野における性犯罪防止対策の現状や課題等について紹介する¹。

なお、本稿の内容は、筆者らがフランスに訪問した2006年12月時点のものであること、また、本稿中、意見にわたる部分は筆者らの私見であることをお断りしておく。

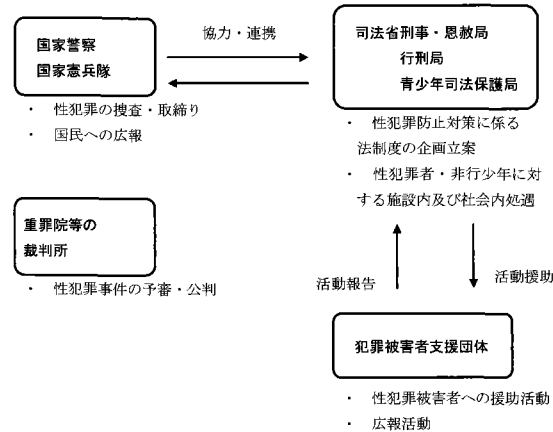
第1 調査対象機関及びその性犯罪防止対策における機能・役割

今回の調査研究では、フランスにおける性犯罪の発生状況、性犯罪防止対策に係る諸制度の実施状況、性犯罪被害者支援対策の実施状況等について、その実情を調査するため、警察（内務省国家警察及び国防省国家憲兵隊）、司法省（刑事・恩赦局、行刑局等）、裁判所、被害者支援団体等を訪問した。

およそ性犯罪に限らず、犯罪防止対策の効果を上げるためには、これら関連する諸機関の連携が極めて重要である。同国における性犯罪対策における調査対象機関の主な機能・役割や各機関間の連携等については、図1-1-1のとおりである。

1 フランスにおける司法行政管轄には、本土のほか、海外県（Départments et d'outre-mer:D.O.M., グアドループ（Guadeloupe）島やギアナ（Guyane）等が存在する。）及び海外自治領土（Territoires et d'outre-mer:T.O.M., ノーメア（Nouméa, ニューカレドニア）、パペーテ（Papeete, ポリネシア）等が存在する。）も含まれる。これら海外県及び海外自治領土が占める統計上の数値の比率は、国内全体から見れば極めて小さい。

図1-1-1 司法関係機関等の性犯罪対策における機能・役割



注 裁判については、後記第5で述べる。

第2 性犯罪の種類

1 性犯罪の種類に関する規定

フランスでは、基本的に、性犯罪に関する構成要件、法定刑等については刑法（Code Pénal）が規定し、後述する「性犯罪者に対する社会司法追跡調査」等の性犯罪防止対策に係る諸制度の要件・手続等については、刑事訴訟法（Code de Procédure Pénal）等がこれを規定している。

同国では、犯罪は、その重大性に応じて、重罪（crime）、軽罪（délit）及び違警罪（contravention）に区分されており²、この区分により、原則として、事件の捜査、裁判所の審理管轄、予審等において異なった扱いがなされる³。

刑法に規定されている主な性犯罪の種類は、①「性的攻撃」、②「売春周旋及び売春」及び③「未成年者に対する危険状況の作出」であるが、その規定内容の概要は次のとおりである。

(1) 性的攻撃

性的攻撃の規定は、刑法第2部「人に対する重罪及び軽罪」第2編「人に対する侵害」第2章「人の身体的又は精神的機能に対する侵害」中、第3節「性的攻撃（Des

2 刑法第111-2条等。重罪は、無期又は10年以上の拘禁刑（罰金の併科も含む。）が科される最も重い刑の区分で、殺人、強姦等である。軽罪は、10年以下の拘禁刑、罰金等が科される罪で、単純窃盗や薬物所持等である。違警罪は、軽罪より軽い罪であり、拘禁刑はなく罰金が科され、道路交通法違反等である。

3 重罪については、予審は必要とされており、予審判事は必要な捜査を行い、被疑事実が認められれば重罪法院に送致する。一方、軽罪については、特別な場合を除いて予審は任意であり、軽罪裁判所で審理される。また、違警罪については、原則として予審は行われず、違警罪裁判所で審理される。

agressions sexuelles)」（222-22条から222-33-1条まで）に置かれている。

性的攻撃は、「暴力，強制，脅迫又は不意打ちをもって実行するすべての性的侵害」と定義され，強姦（viol），その他性的攻撃（autres agressions sexuelles，強姦以外の性的攻撃をいう。）及び性的ハラスメント（harcèlement sexuel）の三つの罪種に区分される。また，15歳未満の児童に対する強姦等については，刑の加重規定が設けられている。性的攻撃に関する規定をまとめたものが表1-2-1である。

表1-2-1 性的攻撃の罪名及びその類型

刑法条文	罪名	定義	
222-22	性的攻撃	暴力，強制，脅迫又は不意打ちをもって行うすべての性的侵害	
性的攻撃の各罪名（類型）		構成要件	法定刑
222-23	強姦	暴力，強制，脅迫又は不意打ちをもって行う，他人に対するあらゆる性的挿入行為	15年以下の拘禁刑
222-24	強姦（刑が加重される場合）	<ul style="list-style-type: none"> ① 身体の切除又は永久的な機能喪失をもたらした場合 ② 15歳未満の少年・児童に対する強姦 ③ 年齢，病気，身体的・精神的な欠陥性等により，特に保護されるべき弱者であることが明白又はそのような状況を知った上で行った強姦 ④ 尊属者又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた強姦 ⑤ 職業上の権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った強姦 ⑥ 主犯又は共犯として複数の者によって行った強姦 ⑦ 武器を使用又は武器による威嚇によって行った強姦 	20年以下の拘禁刑
222-25	強姦致死	強姦により被害者を死に至らしめた場合	30年以下の拘禁刑
222-26	拷問又は残虐な行為を先行行為等とする強姦	拷問又は残虐な行為を強姦に先行し，又は強姦時に若しくは強姦終了後に行った場合	無期刑
222-27	その他の性的攻撃（強姦以外の性的攻撃）	強姦以外の性的攻撃	5年以下の拘禁刑 7万5千ユーロ以下の罰金

性的攻撃の各罪名（類型）		構成要件	法定刑
222-28	その他の性的攻撃（刑が加重される場合その1）	① 傷害又は医学的に器質機能不全をもたらした場合 ② 尊属者又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた性的攻撃 ③ 職業上の権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った性的攻撃 ④ 主犯又は共犯として複数の者によって行った性的攻撃 ⑤ 武器を使用又は武器による威嚇によって行った性的攻撃	7年以下の拘禁刑 10万ユーロ以下の罰金
222-29	その他の性的攻撃（刑が加重される場合その2）	① 15歳未満の少年・児童に対する性的攻撃 ② 年齢，病氣，身体的・精神的な欠陥性等により，特に保護されるべき弱者であることが明白又はそのような状況を知った上で行った性的攻撃	7年以下の拘禁刑 10万ユーロ以下の罰金
222-30	その他の性的攻撃（222-29条に規定する類型について更に刑が加重される場合）	① 傷害又は医学的に器質機能不全をもたらした場合 ② 尊属者又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた場合 ③ 職業上の権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った場合 ④ 主犯又は共犯として複数の者によって行った場合 ⑤ 武器を使用又は武器による威嚇によって行った場合	10年以下の拘禁刑 15万ユーロ以下の罰金
222-31	その他の性的攻撃（未遂に関する規定）	222-27条ないし222-30条により規定される性的攻撃（軽罪）の未遂は同じ法定刑により処罰	
222-32	その他の性的攻撃（性的露出行為）	公衆がアクセスできるような場所において，他人に視覚される性的な露出行為	1年以下の拘禁刑 1万5千ユーロ以下の罰金
222-33	性的ハラスメント	性的な満足を得る目的で他人にしつこく嫌がらせをする行為	1年以下の拘禁刑 7万5千ユーロ以下の罰金

注 重罪にあたる第222-23条ないし222-26条の未遂は，第121-4条第2項により同じ法定刑で処罰される。

(2) 売春周旋及び売春

売春周旋及び売春は、第2編第5章「人の尊厳に対する侵害 (Des atteintes à la dignité de la personne)」中、第2節「売春周旋及び周旋行為から生じる罪 (Des proxénétisme et des infractions qui en résultent)」(225-5条から222-12条まで)及び第2の1節「未成年者又は特に弱者の売春を利用する罪 (Du recours à la prostitution de mineurs ou de personnes particulièrement vulnérables)」(225-12-1条から222-12-4条まで)に置かれている。これらのうち、重要規定については表1-2-2のとおりである。

表1-2-2 売春周旋及び売春

刑法条文	罪名 [類型]	構成要件	法定刑
(重要条文のみ)			
225-5	売春周旋	<p>売春周旋は、いかなる者によっても、また、いかなる方法によっても、次の行為をいう</p> <p>① 他人の売春を援助し、助長し、保護すること</p> <p>② 他人の売春から利益を得、又は、常態的に売春を行う者から売春によって得られた利益の分配金や援助金を受け取ること</p> <p>③ 売春を目的として人を雇い、勧誘し、又はその者に対して売春を一時的に若しくは継続的に行わせるために圧力をかけること</p>	7年以下の拘禁刑 15万ユーロ以下の罰金
225-7	売春周旋 (刑が加重される場合)	<p>売春周旋が、次の者を対象に行われた場合</p> <p>① 未成年の場合</p> <p>② 年齢、病気、身体的・精神的な欠陥性等により、特に保護されるべき弱者であることが明白又はそのような状況を知っていた上で行った場合</p>	10年以下の拘禁刑 150万ユーロ以下の罰金
225-7-1	売春周旋 (刑が更に加重される場合)	15歳未満の少年・児童が対象者の場合	15年以下の拘禁刑 300万ユーロ以下の罰金

注 1 フランスでは未成年者は18歳未満の者をいう。

2 225-7-1条は、未成年者の中でも特に15歳未満の者を更に保護する趣旨の規定である。

(3) 未成年者に対する危険状況の作出

未成年者に対する危険状況の作出は、第2編第7章「未成年者及び家族に対する侵害 (Des atteintes aux mineurs et à la famille)」中、第5節「未成年者に対する危険状況の作出罪 (De la mise en péril des mineurs)」(227-15条から227-28-1条まで)に主要な条文が置かれている。これらのうち、重要規定については表1-2-3のとおりである。

表1-2-3 未成年に対する危険状況の作出

刑法条文	罪名 [類型]	構成要件	法定刑
(重要条文のみ)			
227-22	未成年者の墮落助長及びその加重	① 未成年者の墮落を助長し又は助長することを企てる行為 ② 特に上記行為が15歳未満の少年・児童に対しなされる場合	① 5年以下の拘禁刑 7万5千ユーロ以下の罰金 ② 7年以下の拘禁刑 10万ユーロ以下の罰金
227-23	未成年者のポルノ作出	未成年者の画像又は描写がポルノの性質を有しているとき、頒布する目的をもって、それらを作成、保存又は伝播する行為。また、方法のいかんを問わず、そのような画像や描写を提供し、頒布し又は輸入若しくは輸出する行為	3年以下の拘禁刑 4万5千ユーロ以下の罰金
227-24	未成年者に対する道徳・尊厳に対する侵害	未成年者が認知できる状況のもと、方法及び媒体のいかんを問わず、暴力若しくはポルノ又は人の道徳を著しく損うような性質を有する情報を作成、転送又は伝播する行為及びそれらの情報を用い経済活動をする行為	3年以下の拘禁刑 7万5千ユーロ以下の罰金
227-25	未成年者(15歳未満)に対する性的侵害	成人により、暴力、強制、脅迫、不意打ちのいずれの手段も用いることなく、15歳未満の少年・児童に対して行われた性的侵害行為	5年以下の拘禁刑 7万5千ユーロ以下の罰金
227-26	未成年者(15歳未満)に対する性的侵害(227-25条に規定する類型について刑が加重される場合)	227-25条により規定される性的侵害の刑が加重される場合の行為 ① 尊属者又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた場合 ② 権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った行為 ③ 主犯又は共犯として複数の者によって行った場合	10年以下の拘禁刑 15万ユーロ以下の罰金
227-27	未成年者(15歳以上18歳未満の者及び婚姻による後見の解除が未だない者)に対する性的侵害	暴力、強制、脅迫、不意打ちのいずれの手段も用いることなく、15歳以上の未成年者及び婚姻による後見の解除が未だない者に対する性的侵害行為 ① 尊属者又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた場合 ② 権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った行為	2年以下の拘禁刑 3万ユーロ以下の罰金

2 性犯罪に関する公訴時効についての法改正

フランスでは、2004年3月、性犯罪に関する公訴権消滅に係る時効制度について、刑事訴訟法の重要な改正が行われた。従前は、重罪として区分される性犯罪については、事件発生時から20年間の時効期間が設けられていたが、被害者が成人に達した時（満18歳）から20年間の時効期間が進行するものと改正され（軽罪の場合には10年間）⁴、被害者が満38歳になるまで、加害者の訴追が可能になった。

本法改正以前には、幼少時に性犯罪の被害を受けた者が、低年齢であることから、両親や捜査機関等に性犯罪の被害を受けたことを言い出せないまま、期間がいたずらに経過してしまい、結果的に犯人が処罰を免れてしまうということが往々にしてあった。本法改正は、そのような事態を避け、幼少時に性犯罪の被害を受けた被害者を救済するため、被害者が自己の受けた性犯罪の被害を自らの判断で捜査機関等に届け出ることが行い得ると考えられる成人年齢を公訴時効の起点にしたものである。もっとも、かかる公訴時効の長期化は、①事件後かなりの期間が経過している場合、供述等の証拠確保の困難性（被害者が過去の性犯罪の被害状況を正確に再現・供述できるかどうか）、②加害者が、過去の性犯罪に対して既に罪の意識が乏しく、家庭等を築いて平穩に暮らしているなど、加害者側の事情も考慮する必要があるとあり得る、③起訴、有罪判決を受け、刑務所に収容される性犯罪受刑者の高齢化の一因となっていると考えられる等、新たな問題を提起している⁵。

第3 性犯罪の動向

ここでは、まず、フランスにおける犯罪全体及び人身に対する犯罪の認知件数・検挙件数・検挙率を概観し、次に性犯罪のそれを類型別に見ることにより、同国における性犯罪の動向を考察する。

1 性犯罪全体の認知件数等

フランスにおける犯罪の認知件数・検挙件数・検挙率の推移（5年間）を犯罪全体、人身に対する犯罪及び性犯罪のカテゴリー別に見たものが表1-3-1である。

犯罪全体の認知件数は、2000年以降2002年まで増加し、2003年以降は減少している。他方、検挙件数は一貫して増加し、検挙率も上昇傾向にある。人身に対する犯罪については、認知件数、検挙件数とも増加している。同様に、性犯罪についても、認知件数、検挙件数ともに増加しており、検挙率も上昇傾向にある。

4 刑事訴訟法第8条

5 平成18年11月29日に訪問した国立司法学院において、同学院教官Xavier LAMEYRE司法官からの聞き取り調査による。

表 1-3-1 犯罪の認知件数・検挙件数・検挙率

(2000年～04年)

カテゴリー		2000	2001	2002	2003	2004
犯罪全体 (重罪及び軽罪)	認知件数	3,771,849	4,061,792	4,113,882	3,974,694	3,825,442
	検挙件数	1,008,960	1,012,163	1,080,518	1,146,071	1,217,299
	検挙率	26.7	24.9	26.3	28.8	31.8
うち、人身に対する犯罪 (重罪及び軽罪)	認知件数	254,514	279,610	303,552	325,697	339,882
	検挙件数	175,952	186,264	207,202	226,908	247,505
	検挙率	69.1	66.6	68.3	69.7	72.8
性犯罪(広義) (性的攻撃、売春周旋及び風俗犯等)	認知件数	33,538	35,451	37,813	40,577	43,836
	検挙件数	23,881	24,400	26,680	30,221	34,683
	検挙率	71.2	68.8	70.6	74.5	79.1

- 注 1 Aspects de la criminalité et de la délinquance constatées en France による。
 2 「検挙率」は (検挙件数/認知件数)×100の計算式で得た百分比をいう。
 3 「性犯罪(広義)」の数値は、性的攻撃、売春周旋及び他の風俗犯(公然わいせつ等)の合計である。
 4 「性的攻撃」は、強姦、その他性的攻撃及び性的ハラスメントの3類型を含む。

次に、2004年における性犯罪の認知件数・検挙件数・検挙率を類型別に見たものが表1-3-2である。

表 1-3-2 性犯罪の類型別認知件数・検挙件数・検挙率

(2004年)

カテゴリー		認知件数	検挙件数	検挙率
性的 攻撃	強姦 (うち、未成年者に対するもの)	10,506 (6,193)	8,269 (5,192)	78.7 (83.8)
	その他性的攻撃及び性的ハラスメント (うち、未成年者に対するもの)	15,732 (10,598)	12,115 (9,035)	77.0 (85.3)
売春周旋		548	510	93.1
他の風俗犯		17,050	13,789	80.9
総数		43,836	34,683	79.1

- 注 1 Aspects de la criminalité et de la délinquance constatées en France による。
 2 「検挙率」は (検挙件数/認知件数)×100の計算式で得た百分比をいう。

フランスにおける性犯罪の発生件数は増加傾向にあるが、この背景には、性犯罪を警察に届け出やすい環境の整備(例えば、既述の性犯罪に関する公訴権の消滅時効に関する法改正等)及び国民、特に女性の権利意識の変化があるようである。すなわち、以前は性犯罪の被害、特に家庭内や親族間で起きた強姦事件等については、被害者である女性が警察に被害届を出さない傾向が見られたが、20年ほど前から、女性の人権意識(自己の権利はだれにも侵され

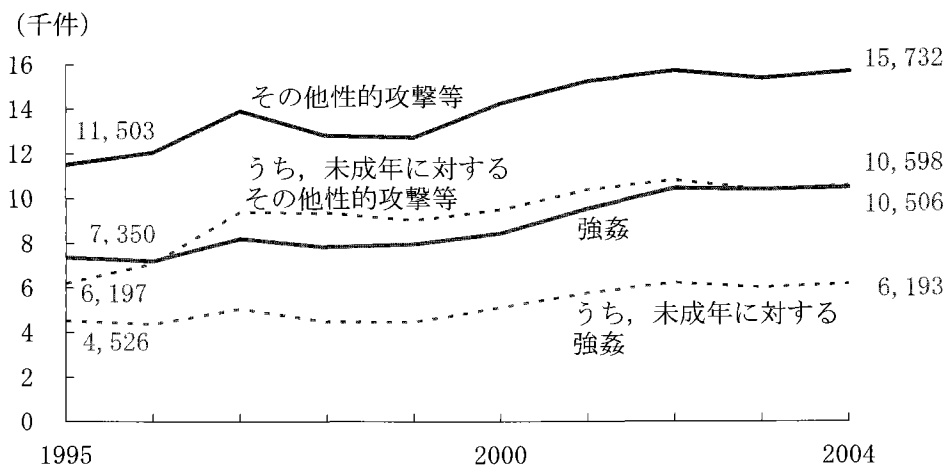
ることのない絶対的で崇高な性質のものであるとの意識)の高揚とともに、自ら警察への被害届や通報をためらわずに行うなど、女性の性犯罪の被害に関する意識が徐々に変化しており、これが統計的に性犯罪の増加をもたらした大きな要因の一つと考えられている⁶。

2 性的攻撃の認知件数等

性的攻撃及びそのうち未成年者に対するもののそれぞれの認知件数の推移(10年間)は、**図1-3-3**のとおりである。

図1-3-3 性的攻撃の認知件数の推移

(1995年～2004年)



注 1 Aspects de la criminalité et de la délinquance constatées en France による。
2 「その他性的攻撃等」とは、強姦以外の性的攻撃及び性的ハラスメントをいう。

強姦及びその他性的攻撃等の認知件数は増加傾向にある。2004年の認知件数は、強姦が1万506件、その他性的攻撃等が1万5,732件であったが、そのうち、未成年者(18歳未満)が被害者となった件数は、強姦では6,193件(58.9%)、その他性的攻撃等では1万598件(67.4%)と高い比率を示している。特に、強姦については、2004年の人口1,000人当たりの発生率は17.5件であり、欧州諸国では最も高いと言われている⁷。

統計上の件数は明らかではないが、「その他性的攻撃」の中では、最近、女性の身体の一部を手で触る、いわゆるタッチング(touching)が増加しているとのことである⁸。

2004年の検挙率は強姦が78.7%、その他性的攻撃等が77.0%であった。

6 平成18年11月28日に訪問した内務省国家警察総局における対人暴力犯罪抑圧中央室長補Jacques FOMBONNE氏や同月29日に訪問した国立司法学院における同学院教官Xavier LAMEYRE司法官等からの聞き取り調査による。

7 “Guide Methodologique: Auteurs d’Infractions de nature sexuelle condamnés à un Suivi Socio-Judiciaire avec injonctions de soins dans le cadre des lois du 17 juin 1998 et du 12 décembre 2005” (2006年, Ministère de la Justice)

8 平成18年11月28日に訪問した内務省国家警察総局における対人暴力犯罪抑圧中央室長補Jacques FOMBONNE氏からの聞き取り調査による。

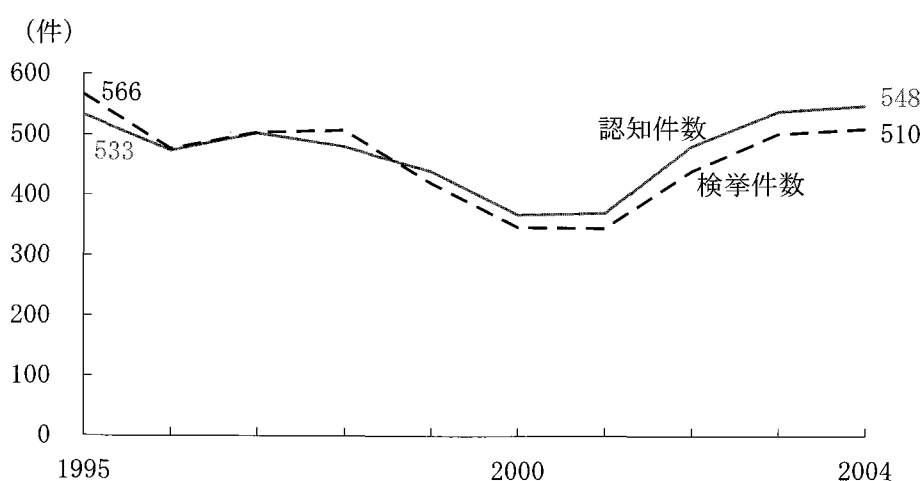
3 売春周旋の認知件数等

売春周旋の認知件数及び検挙件数の推移（10年間）は、**図1-3-4**のとおりである。

売春周旋については、1995年から2000年まで減少傾向にあり、2001年は横ばいであったが、2002年以降再び増加傾向に転じている。また、その検挙率は一貫して高いが（2004年は93.1%）、これは同罪の内容の多くが組織売春にかかわるものであり、売春組織に対する警察側の捜査・摘発への近年の努力の成果によるものと考えられる⁹。

図1-3-4 売春周旋の認知件数等の推移

（1995年～2004年）



注 Aspects de la criminalité et de la délinquance constatées en France による。

4 性犯罪者の再犯率

フランスにおいては、司法省が性犯罪者を含めた犯罪者の再犯率に関する調査を実施している。同調査は、1996年5月1日から1997年4月30日までの間に釈放された受刑者を抽出した上、抽出受刑者に関する刑事事件記録等と2002年6月1日以前（したがって、5年間の追跡調査期間が設けられている。）に犯罪登録簿に記載された有罪判決記録（有効分析件数は2,859件）とを照合し、抽出された釈放受刑者が期間内に再び有罪判決を受けた比率及び刑事施設に再入した比率を算出したものである¹⁰。

これらの調査結果について、性犯罪者とその他の代表的な数個の罪種を抽出して、比較したものが、**表1-3-5**である。上記期間に「性的攻撃又は未成年者に対する性的侵害（重罪）」で釈放された受刑者が5年以内に有罪判決（罪種を問わない。）を受けた率は30%であり、刑事施設への再入率は11%である。一方、「性的攻撃又は未成年者に対する性的侵害（軽罪）」については、それぞれ23%、11%となっており、いずれも、調査全体、

9 前注8参照

10 Annie Kensey et Pierre V. Tournier, “Base de données <prisonniers du passé ?>” (2005年, Ministère de la Justice)

故意による殺人、成人に対する暴力行為、暴力を伴わない財物奪取（軽罪）に比べ、低いものとなっている。

なお、上記研究では、性犯罪者が性犯罪に係る再犯を犯した同種再犯率については明らかではない。

表 1 - 3 - 5 性犯罪者の再犯率調査結果

1996年及び1997年に刑事施設から出所した受刑者の受刑罪名（抽出）	性的攻撃又は未成年者に対する性的侵害（重罪）	性的攻撃又は未成年者に対する性的侵害（軽罪）	故意による殺人	成人に対する暴力行為	暴力を伴わない財物奪取	調査全体
罪種を問わず、新たな犯罪を犯し、有罪判決の言渡しを受けた者の率（有罪判決率）	30	23	28	61	75	52
刑事施設への拘禁刑を受けた者の率（刑事施設再入率）	11	11	13	44	65	41

注 Annie Kensey et Pierre V. Tournier "Base de données <prisonniers du passé?> " (Ministère de la Justice 2005) による。

第 4 警察における性犯罪の捜査及び取締り等に係る諸活動

フランスにおいては、それぞれ管轄を異にする内務省国家警察（Police National, Ministère de l'Intérieur et l'Aménagement du Territoire）及び国防省国家憲兵隊（Gendarmerie Nationale, Ministère de la Défense）の二つの警察組織が存在する。両者とも、治安の維持・犯罪の取締り等（行政警察活動）及び犯罪の摘発・捜査、被疑者の逮捕等（司法警察活動）を所管しているが、基本的な相違点は、国家警察が主に大都市（パリ、リヨン、マルセイユ等）に置かれその治安の維持等を管轄するのに対し、国家憲兵隊は主に地方小規模都市に置かれその治安の維持等を管轄する点である¹¹。両者の所管している警察業務が協力的かつ効率的に遂行されるよう、組織面での出向人事等も行われている。

今回の調査研究では、主に内務省国家警察総局（Direction Centrale de la Police Judiciaire）において、フランスにおける性犯罪の動向（第 3 「性犯罪の動向」参照。）、性犯罪の捜査、性犯罪の発生状況に関する地域的特色ないし要因（都市部と地方市町村部の相違点など）及び地域社会における警察の性犯罪防止活動等に関する調査を行った。

1 性犯罪の捜査

警察は、性犯罪事件を認知した後、捜査に着手するが、重要な事件については検察官に報告し、事前に捜査の指示を仰いでいる。被疑者を逮捕・検挙した場合には、当該事件を検察官に送致し、検察官は同事件を予審判事に回付するか否かの判断を行う（第 5 「性犯

11 北村滋「フランスの警察」（1995年、警察学論集第48巻第5号、警察大学校編集）

罪の刑事事件審理に関する裁判制度」を参照)。重罪に区分される強姦については、事件の内容が複雑であったり、犯人が犯行現場に証拠を残さないということがよくあり、証拠収集及び証人の確保等の点で種々の捜査上の困難を伴うことが多い。公然わいせつなど軽微な性犯罪事件については、警察が被疑者を逮捕した後、検察官に送致するが、検察官段階で不起訴処分になることが多く、正式裁判になったとしても、即決裁判により短期間で処分が決定する場合が多い¹²。

2 性犯罪に関する地域的特色及び要因

フランスにおける、性犯罪の発生状況に関する地域的特色及びその要因は次のとおりである¹³。

第一に、都市部では、未成年者、取り分け、児童を対象とする強姦や強制わいせつ等が多発化している。その理由として、都市部では、駐車場、倉庫等、死角となる場所が多く、未成年者に対する性犯罪の機会を増加させていることが挙げられている。

第二に、都市周辺部では貧困層が多いことなどから、社会的な問題が山積し、犯罪が多発している。最近の特徴としては、10代後半の女性を対象とする集団強姦事件（同地域では、「回し」と呼ばれている。）が多発している。

第三に、地方市町村部においては、都市部や都市周辺部に比べると性犯罪の発生が少なく、特に、全く面識のない他人に対する性犯罪は少ない。この理由として、地方市町村部においては、都市部や都市周辺部に比べて、地域住民が相互に顔見知りであることが多いなど匿名性が低い環境にあり、日常生活における移動範囲が比較的限られているため、全く面識のない他人に対する性犯罪の機会が少ないことが挙げられる。

3 地域社会における警察の性犯罪防止活動

性犯罪の防止を目的とした地域社会における警察の諸活動は、主に次の2点である¹⁴。

第一に、パトロールによる取締りが挙げられる。この点、我が国では、近時、地域住民が参加してのボランティアによる防犯パトロール活動が広がりを見せているが、フランスにおいては、そのような地域住民による自主的な防犯活動は行われていない。

第二に、学校や性犯罪の女性被害者を中心とする被害者団体等に対するアドバイスの提供である。具体的な内容は、性犯罪の被害者とならないための留意点、また、不幸にして被害者となった場合の対処等についてである。特に、国家憲兵隊には青少年保護チームが設けられており、青少年が性犯罪の被害者とならないための予防活動等、青少年の健全育成を行っている。

12 平成18年11月28日に訪問した内務省国家警察総局における対人暴力犯罪抑圧中央室長補Jacques FOMBONNE氏からの聞き取り調査による。

13 前注12参照

14 前注12参照

学校に対するアドバイス活動については、被害者団体に対するそれと異なり、学校の自治を尊重する立場から、直接、児童・生徒に対して警察がアドバイスを行うのではなく、教職員に対してこれを行い、教職員がそれを児童・生徒に伝達・指導するという方式が執られている。そのアドバイスの具体的な内容の一つに、「あなたの権利はあなた自身のものであり、一番大切なものである。不幸にして性犯罪の被害者となった場合には、必ずそのことを話すようにしなさい。」という指導がなされ、児童・生徒がそのことを容易に実行できるようにフリーダイヤルの相談電話番号を教示している。

なお、同国では、我が国に見られるような女性警察官から成る性犯罪被害者のための相談や心理的ケアを行うためのチームは特に設けられていない。

第5 性犯罪の刑事事件審理に関する裁判制度

フランスの刑事裁判制度は、若干複雑であり、我が国とは制度上異なる点もある。ここでは、そのような相違点にも触れながら、強姦など重罪に区分される性犯罪事件の審理手続等を主に紹介する。

1 性犯罪等の刑事事件の審理手続及び特徴

既に述べたように、同国において犯罪は、重罪、軽罪及び違警罪に区分されるところ、それぞれ重罪院 (Cour d'Assises)、軽罪裁判所 (Tribunal Correctionnel)、違警罪裁判所 (Tribunal de police) で審理される。ここでは、性犯罪の中心的類型である性的攻撃のうち、重罪に区分される強姦を例に取り上げて、その事件審理の流れを見ることとする。強姦事件は、上記の裁判管轄に従って、通常、重罪院で審理されることになるが、我が国の現行の刑事裁判制度と大きく異なる点は、次の3点であると考えられる¹⁵。

① 重罪院での事件審理には、予審制度が必要的に行われ、予審の段階では、審理に必要と思われるあらゆる証拠が捜査機関等によって収集され、司法官である予審判事が証拠の選択及びその適法性等を吟味する（この点、軽罪裁判所の審理においては、予審制度は必ずしも必要的でない）。

② 公判では、職業裁判官3名及び参審員9名の合計12名から構成される合議体により審理される参審制度による裁判が採用されている。公判審理の終結後、非公開で上記合議体による評議が行われ、被告人の有罪又は無罪及び有罪である場合にはその量刑が多数決で決定される。

③ 強姦事件の被害者は、被告人に対して損害賠償を求める訴えを民事裁判所に提訴できるが、当該刑事事件の公判審理を行う刑事裁判所においても公訴に附帯して上記請求を

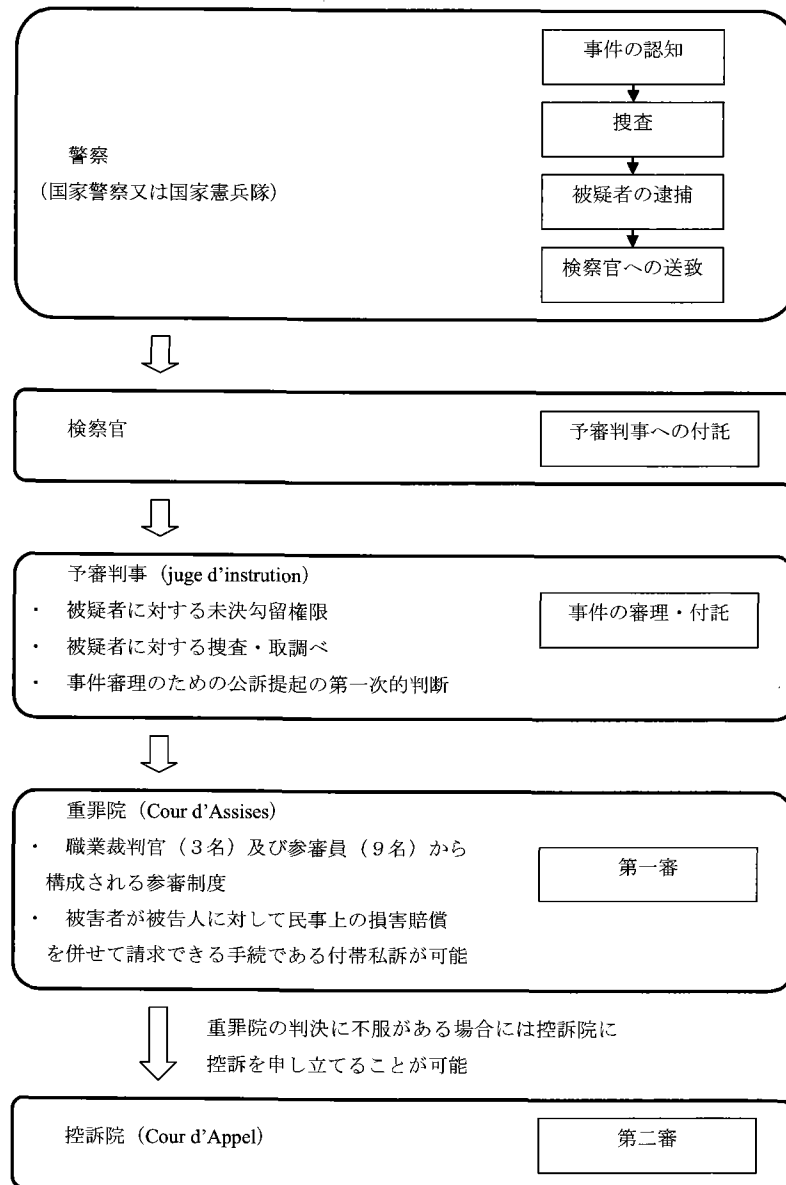
15 滝沢正「フランス法 (Le droit français)」(1998年、三省堂)、「フランスの刑事裁判制度」に関する在フランス日本国大使館の資料による。

提訴することができるとする、いわゆる附帯私訴が認められている¹⁶。

なお、フランスでは、二審制度が採用されており、重罪院における判決に不服があるときは、控訴院 (Cours d'Appel) に上訴することができ、控訴院では新たに当該事件を審理し直す、いわゆる覆審の方式が採用されている。

これら重罪に区分される性犯罪に係る刑事事件の審理の流れを見たものが図1-5-1である¹⁷。

図1-5-1 重罪に区分される性犯罪事件の刑事手続の流れ



16 我が国においても、平成19年6月27日公布の「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(平成19年法律第95号)により、殺人、強姦等の一定の罪の犯罪被害者等による損害賠償請求について刑事手続の成果を利用する制度が創設された(なお、この部分は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。)

17 前注15参照

2 性犯罪事件の審理状況

上記のとおり重罪に区分される強姦等は重罪院で審理されることになるが、重罪院での年間審理件数は、3,300件から3,500件程度であり、そのうち、半数を超える約55%の件数(1,815件から1,925件程度)が性犯罪事件である。一方、軽罪を審理する軽罪裁判所における年間審理件数は、重罪院に比べてはるかに多く、40万件程度である。そのうち、約2%から3%の件数(8,000件から1万2,000件程度)が強制わいせつ等の性犯罪事件である¹⁸。

性犯罪事件については、約20年前から厳罰化の傾向が見られる¹⁹。強姦で有罪判決を受けた者の刑罰を種類別に見たものが表1-5-2である。

強姦で有罪判決を受けた者のうち、拘禁刑となった者の比率は、1999年から2003年まで一貫して99%前後の高い比率を示している。2003年においては、強姦の場合、有罪判決を受けた1,687人のうち、1,669人(98.9%)が拘禁刑となっている(その内訳は、1,460人が実刑又は刑の一部の執行猶予処分を受けた者及び209人が刑の全部について執行猶予を受けた者である)。

表1-5-2 強姦で有罪判決を受けた者の刑罰種類別人員

(1999年～2003年)

年次	1999	2000	2001	2002	2003
総数(A)	1845	1623	1656	1582	1687
拘禁刑(B)	1818	1609	1639	1565	1669
実刑及び刑の一部執行猶予	1645	1439	1455	1383	1460
刑の全部執行猶予	173	170	184	182	209
拘禁刑率	98.5	99.1	99.0	98.9	98.9
その他の刑罰	27	14	17	17	18

注 1 Annuaire Statistique de la Justice 2005 による。

2 「拘禁刑率」は、(拘禁刑(B)/総数(A))×100の計算式で得た百分比をいう。

次に、強姦における有罪拘禁刑の人員を刑期別に見たものが図1-5-3である。

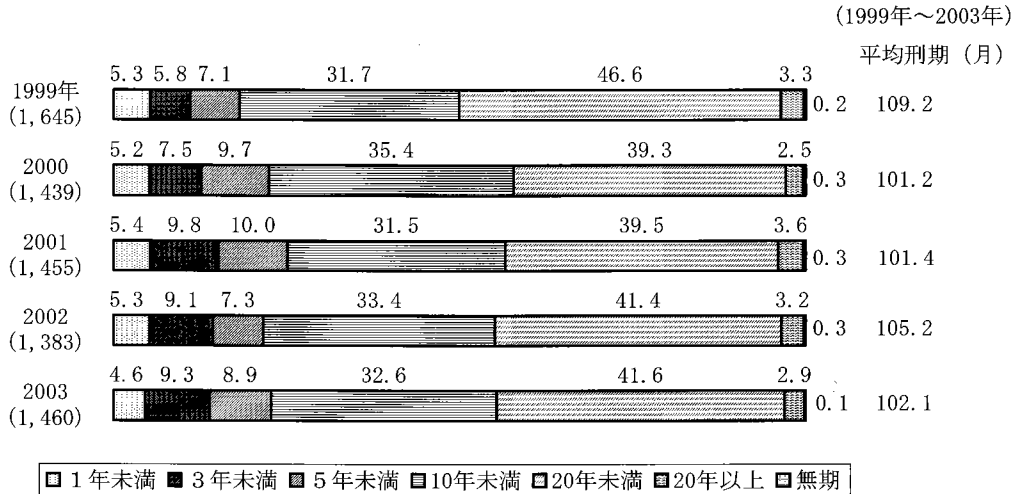
平均刑期は、1999年は約109月、2003年は約102月、図にはないが2004年は約107月であった²⁰。刑期別人員構成比を見ると、各年とも「10年以上20年未満」の刑期の者が4割前後ともっとも多く、次いで多い「5年以上10年未満」の刑期の者を加えると、実に全体の7割を超えている。

18 平成18年11月29日に訪問した国立司法学院において、同学院教官Xavier LAMEYRE司法官からの聞き取り調査による。

19 前注18参照

20 前注18参照

図 1 - 5 - 3 強姦における有罪拘禁刑の刑期別人員構成比



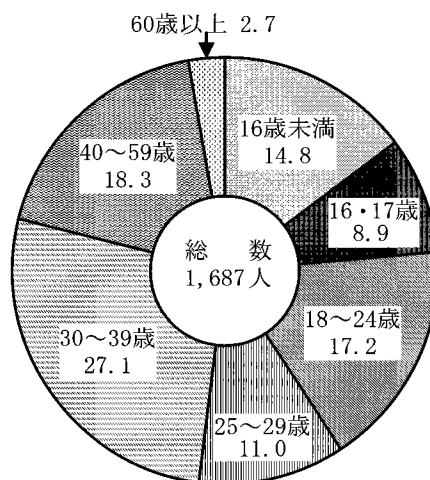
注 1 Annuaire Statistique de la Justice 2005 による。
 2 「平均刑期」は、無期刑を除き算出している。
 3 () 内は、実数である。

2003年における強姦で有罪判決を受けた1,687人の年齢別構成を見たものが図 1 - 5 - 4 である。

強姦で有罪判決を受けた者で、満18歳以下の未成年者が約24%を占めている一方、40歳以上の者の人員数は354人であり、全体の21.0%を占めていた。また、司法関係者の話によれば、現在、性犯罪受刑者の約半数が50歳以上となっているとのことであった²¹。

図 1 - 5 - 4 強姦で有罪判決を受けた者の年齢層別構成比

(2003年)



注 1 Annuaire Statistique de la Justice 2005 による。
 2 フランスでの成人年齢は満18歳である。

第6 性犯罪防止対策

ここでは、「性犯罪者に対する社会司法追跡調査」、「性犯罪者に対する司法データベース」及び「性犯罪者に対する移動電子監視措置」を中心に、「刑事施設における性犯罪受刑者処遇」及び「犯罪被害者支援団体における援助活動」についても紹介する。

これらの制度の運用は、警察、司法省、裁判所といった司法関係機関が単独で行っているのではなく、各司法関係機関及び被害者救済団体等が連携・協力して取り組んでいる。

1 性犯罪者に対する社会司法追跡調査 (Suivi Socio-Judiciaire, SSJ)

(1) 制度導入の背景

フランスでは、1990年代に入り、性犯罪、取り分け、年少者に対する性犯罪が増加した。その対応策として、政府は、1992年に刑法典を改正し、年少者に対する性犯罪に関する規定を整備し、さらに、1995年には15歳未満の者に対する性的攻撃罪の加重規定の法定刑を引き上げるなど、年少者に対する保護の強化を図った²²。しかしながら、罰則強化だけでは十分な効果が得られないのではないかという批判が高まり、性犯罪への新たな予防対策、特に年少者の保護並びに性犯罪者への監視及び援助を目的とした対策の必要性が叫ばれるようになった。

このような背景の下、1998年6月17日、新たな性犯罪対策である「性犯罪者に対する社会司法追跡調査」(Suivi socio-judiciaire, SSJ。以下「社会司法追跡調査」という。)を規定した「性犯罪の予防及び処罰並びに少年の保護に関する法律」(1998年6月17日法律第98-468号, Loi relative à la prévention et à la répression des infractions sexuelles ainsi qu'à la protection des mineurs。以下「性犯罪予防法」という。)が成立した。性犯罪予防法は、1998年6月20日以降に対象行為が行われ、有罪判決を受けた犯罪について適用されているところ²³、フランスにおける一連の性犯罪対策の先駆的な役割を担うものとして、極めて重要な意味を有する。

(2) 制度の概要及び目的

社会司法追跡調査は、強姦、性的攻撃、公然わいせつ、児童ポルノ作出等、一定の性犯罪により有罪判決を受けた者²⁴に対し、判決裁判所が、補充刑又は代替刑(ただし、軽罪の場合には、社会司法追跡調査自体を主刑とすることができる。)として、一定の期間、刑罰適用判事(juge de l'application des peines)の監督下で、再犯防止のための監督措置

22 Loi no. 95-116 du février 1995

23 "Guide Methodologique: Auteurs d'Infractions de nature sexuelle condamnés à un Suivi Socio-Judiciaire avec injonctions de soins dans le cadre des lois du 17 juin 1998 et du 12 décembre 2005" (2006年, Ministère de la Justice)

24 当初、性犯罪者を対象としていたが、その後、対象者が拡大され、殺人等の対人犯罪(刑法第221-9-1条)、誘拐・監禁(同法第224-10条)、拷問又は野蛮行為(同法第228-48-1条)等の罪を犯した者も対象とすることが可能となった。

(des mesures de surveillance。転居の通知義務，特定の者との接触禁止，未成年者と日常的に接する職業への従事や社会的活動の禁止，武器の携行の禁止等。)や援助措置 (des mesures d'assistance。就労支援等の社会復帰のための援助。)に従う義務を課すものである²⁵ (以下，社会司法追跡調査の義務を課された者については「調査対象者」という。)。また，社会司法追跡調査は，上記措置のほかに，調査対象者の治療を目的とした治療命令 (injonction de soins) を伴う場合がある²⁶。

社会司法追跡調査の期間は，調査対象者の刑事施設からの釈放時から計算され，原則として軽罪では10年，重罪では20年を超えてはならないとされているが，2004年の刑法改正により，特別な場合には，より長期 (30年) とすることができることとなった²⁷。社会司法追跡調査の期間及び調査対象者に課すべき義務の内容については，刑罰適用判事が決定権限を有しており，期間の延長又は短縮，義務の追加又は軽減についても，刑罰適用判事が，他の関係者，すなわち，保護観察官，ソーシャル・ワーカー，医師 (原則として治療命令を伴う場合に医師が加わる。) の意見を聞いた上で，これを決定することができる²⁸とされている。

治療命令を伴う場合を含め，社会司法追跡調査における監督措置及び援助措置の監督・指導並びにその評価は，刑罰適用判事，保護観察官，ソーシャル・ワーカー，医師が連携して行っているが，それぞれの措置の概要は次のとおりである。

ア 監督措置

監督措置は，調査対象者の問題性に依じて，遵守事項を義務として課すとともに，その履行状況を刑罰適用判事等の関係者が監督・指導，評価をし，その再犯防止を図るものである。具体的には，刑罰適用判事が対象者を召喚し，必要な遵守事項を言い渡すとともに，実際に調査対象者の監督・指導に当たる保護観察官，ソーシャル・ワーカーを指定する。

指定を受けた保護観察官は，監督措置の実施に先立ち，調査対象者が刑事施設に拘禁されている段階から本人との個別面接を通じて全体的な社会復帰計画を作成するほか，本人の全般的な監督・指導を行う。また，ソーシャル・ワーカーは，刑罰適用判事が言い渡した遵守事項を調査対象者が履行しているかどうかについて評価するほか，保護観察官が作成した社会復帰計画の特に福祉分野に関する事項につき，本人に助言指導を行い，その結果を刑罰適用判事に報告する。

なお，刑罰適用判事が調査対象者に対して言い渡す遵守事項は，すべての調査対象者に共通の一般遵守事項 (次に掲げる①から③までの3項目) と，個々の調査対象者の問題性に依じて作成される特別遵守事項 (全部で19項目の中から一つないし複数の項目が選択さ

25 刑法第131-36-1条

26 刑法第131-36-4条

27 刑法第131-36-1条

28 刑事訴訟法第763-3条

れ、主なものとしては④以降の項目）とがあり、主に次のようなものがある²⁹。

- ① 刑罰適用判事又は保護観察官による召喚への出頭
- ② 保護観察官の訪問の受入れ、生活状況等に関する報告及び関連資料の提出
- ③ 外国旅行や住所の変更を伴う転居における事前の許可取得
- ④ 指定された場所、取り分け、日常的に未成年者がその場所で生活し、活動を行うような場所への出入の禁止
- ⑤ 特定の者、取り分け、未成年者との接触や訪問の禁止
- ⑥ 未成年者と日常的に接する職業への従事や社会的活動の禁止
- ⑦ 飲酒、賭け事の禁止
- ⑧ 武器の所持又は携帯の禁止
- ⑨ 被害者への金銭的補償の実施

また、調査対象者が、再三の指導・警告を無視し、遵守事項を遵守しない場合には、罰則措置として、刑事施設への収監（重罪については最高7年、軽罪については同3年）が可能である³⁰。

イ 援助措置

援助措置は、調査対象者が社会復帰を果たす上で必要と考えられる援助を付与し、本人の円滑な社会復帰を図るものである。具体的には、前述のとおり保護観察官が作成する社会復帰計画に基づき、保護観察官及びソーシャル・ワーカーが連携して就職に有利な資格を取得するための研修・教育プログラムへの参加調整や就職あっせん等の就労支援を行うほか、薬物又はアルコール依存症を有する者を対象とした民間団体による相談プログラムへの参加の調整等の援助を行う。保護観察官及びソーシャル・ワーカーは、調査対象者の参加状況の経過及び成績評価等を刑罰適用判事に報告し、同判事が最終的に援助措置の達成度を評価する。

ウ 治療命令

治療命令は、刑罰適用判事が、調査対象者が精神的疾患等を有し、それが性犯罪の原因であり、その疾患を治療することが本人の再犯防止及び社会復帰にとって必要であると認めた場合に、医師（調査対象者の治療を担当する主治医及び主治医による治療経過を評価しソーシャル・ワーカーにこれを報告する調整担当医師とに分かれる。）を指定し、指定された医師が本人の同意を得てその治療を実施するものである。

主治医は、調査対象者の全体的な治療計画を作成して治療勧告を行う。主に本人の精神的疾患の診断及び治療を直接担当することから、原則として精神科医になるが、適切な教育を受けた臨床心理学者を指定することも認められている。主な治療内容としては、精神

29 刑法第131-36-2条

30 刑法第131-36-1条

的疾患の症状に応じた定期的な心理カウンセリングや投薬治療等が挙げられる。また、主治医は、治療経過報告書を作成し、調整担当医師に提出する義務を負う。

調整担当医師は調査対象者の治療に直接当たることはできず、主治医による治療経過報告書を通じて、治療が計画に基づき適正に進んでいるかどうかや調査対象者の治療参加意欲等を評価し、保護観察官を通じてソーシャル・ワーカーに報告することとなっている。ソーシャル・ワーカーは、調整担当医師の意見を参考にして治療計画の実施経過等を総合的に評価し、これを刑罰適用判事に報告する。

なお、後述する2005年の「再犯者の処遇に関する法律」に基づき、上記治療命令の治療形態の一つとして、性衝動を抑制するホルモン薬物療法を行うことが可能となった。これは、調査対象者の健康状態に問題がないこと及び本人がホルモン薬物療法による治療に同意することを条件として、主治医の判断により行われる³¹。具体的には、1日に性的オルガスム（性的絶頂感）を3回以上得ないと我慢ができないという強い性的リビドーを有する者を対象として、主治医が必要な薬物を処方する。ホルモン薬物療法の実績件数は明らかでないものの、治療命令を受けた者のうち約10%に実施されているようである³²。もっとも、現時点では、精神疾患の診断・治療を基本内容とする治療命令の中では、補充的なものと位置付けられている。

治療命令に関する運用の概要は以上のとおりであるが、調査対象者が治療勧告を拒んだ場合には、制裁処分として、上記監督措置及び援助措置における遵守事項違反の場合と同内容の罰則措置が課されることがある³³。

(3) 社会司法追跡調査の評価及び課題³⁴

社会司法追跡調査は、1998年から施行され、現在も広く使用されている制度であり、その実績を蓄積している状況にある。2004年における社会司法追跡調査の言渡しを受けた人員は1,063人であった。また、言渡しを受けた調査期間の平均期間は不明であるものの、最低1年間は課されているとのことである。

司法関係者により社会司法追跡調査が評価されている点及び今後の課題については次のとおりである。

まず、評価されている点であるが、①これまでの運用実績を通じ、司法関係者だけでなく、国民一般からも本制度に関する理解と協力が得られるようになってきていること、②監督措置の中でも、取り分け、未成年者との接触禁止、未成年者と日常的に接する職業へ

31 公衆衛生法（Code de la santé publique）第L.3711-1条。

32 平成18年11月30日に訪問した司法省刑事・恩赦局において、同局刑事課長Myriam QUEMENER 検事からの聞き取り調査による。

33 刑法第131-36-4条及び刑事訴訟法第763-3条

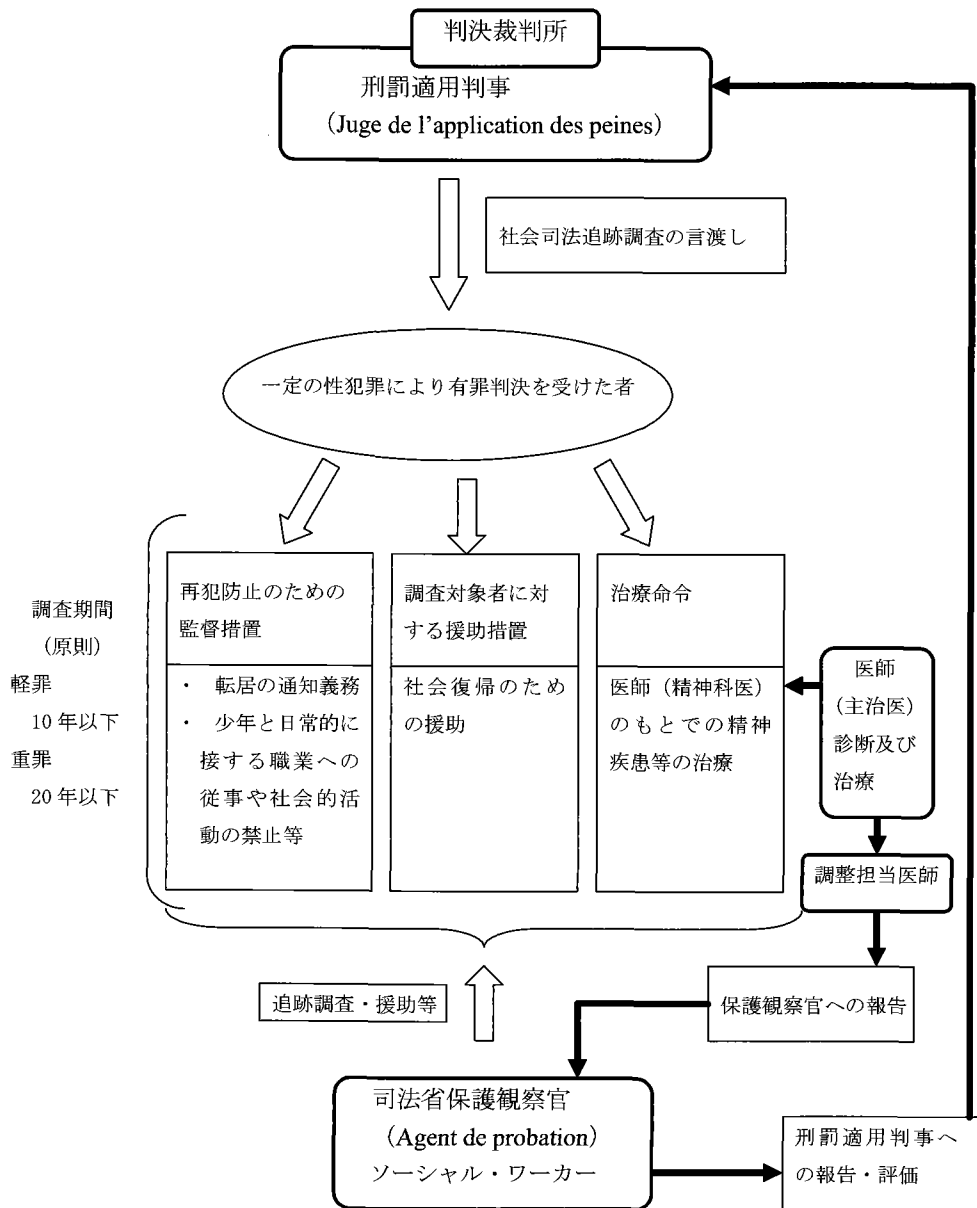
34 平成18年11月28日及び30日にそれぞれ訪問した司法省行刑局及び刑事・恩赦局における聞き取り調査による。

の従事や社会的活動の禁止といった遵守事項を課すことは、未成年者に対する性犯罪の再犯防止に貢献していること、③援助措置の中でも、取り分け、就労支援については実績を上げており（就職率約70%）、社会復帰上の観点から効果的であることなどが挙げられている。

一方、今後の課題となる点としては、①治療命令を伴う場合における医師、取り分け、主治医として主要な役割を担う精神科医が不足しており、優秀な精神科医を確保するのが困難なこと、この対応策として、適当な精神科医を確保・指名できない場合には、医師ではないが十分に経験を積んだ臨床心理学者を代わりに指名することによって対応しているが、これには医学的治療面に関する専門的知識が十分でないこと、②保護観察官及びソーシャル・ワーカーは、事案によっては、調査対象者の自宅を個別に訪問して義務の履行状況を確認するなどしており、業務上の負担が大きいこと、③保護観察官及びソーシャル・ワーカーは、調査対象者の監督・指導及び目標達成に関する評価を刑罰適用判事に報告するが、刑罰適用判事は、調査対象者の報告に対する評価については慎重な態度をとることが多く、その結果、調査対象者の義務が容易には免除又は軽減されないなど、制度が硬直的になりやすい面があること、④後述する性犯罪者に対する移動電子監視措置を社会司法追跡調査に組み込むことが認められることとなったが、そのような場合における効果的な運用方法を今後検討する必要があることなどが挙げられている。

社会司法追跡調査制度の概要を示したものが図1-6-1である。

図1-6-1 性犯罪者に対する社会司法追跡調査の流れ (概要)
(Suivi socio-judiciaire=SSJ)



2 性犯罪者に対する司法データベース (Fichier Judiciaire National Automatisé des Auteurs d'Infractions Sexuelles, FJNAIS)

(1) 制度の概要³⁵

2003年, DNAデータベース (Fichier National Automatisé des Empreintes Génétiques, FNAEG) が創設された³⁶。これは, 国際テロや人身売買等の国際組織犯罪に関する捜査

35 前注34参照及び “Circularie relative à la mise en place du Fichier Judiciaire National Automatisé des Auteurs d'Infractions Sexuelles (FIJAIS)” (2005年, Ministère de la Justice) による。

36 Loi no. 2003-239 du 18 mars 2003 「国内治安のための法律」

をより信頼性の高い方法で行うことを主眼として創設されたものであり、一定の性犯罪や生命に対する侵害、拷問・野蛮行為、テロ行為等の犯罪により有罪判決を受けた者のDNAを生物学的に採取し、これらをデータとして保存した上、将来における捜査の過程で採取した生物学的痕跡から得たDNAと比較対照できるようにするというものであった。

しかしながら、その後性犯罪者による再犯が相次いで発生³⁷したことから、取り分け、性犯罪再犯防止対策の分野において、性犯罪者の情報管理に関する強力な枠組みの構築が新たに必要であるとの認識が高まり、検討が進められた。その結果、2004年、「犯罪の進化に司法を適合させるための法律」(2004年3月9日法律第2004-204号、Loi portant adaptation de la justice aux évolutions de la criminalité。同法の成立は、当時のペルベン司法大臣のイニシアチブによるところが大きかったことから、通称、「ペルベンⅡ法」と呼ばれている。)により、一定の性犯罪により有罪判決等を受けた者に関する情報を登録する新たな制度として、「性犯罪者に対する司法データベース」(Fichier Judiciaire National Automatisé des Auteurs d'Infractions Sexuelles, FJNAIS。以下「司法データベース」という。)が創設され、2005年6月30日から施行された。

前述のとおり、従来のDNAデータベースでは、性犯罪者等のDNA等生体情報がデータベース化されたが、これに加え、司法データベースでは、一定の性犯罪を犯したことにより刑事裁判(後記(2)ア参照)の対象となった者を対象(以下「登録義務者」という。なお、登録義務の要件については後記(2)ア参照)とし、その者の氏名・生年月日・居住地(変更を含む。)等の本人身元確認情報を収集、蓄積する制度である。その主な目的は、①司法機関への情報申告を義務付け、司法当局によって常に監視されているという意識を対象者自身に持たせることにより再犯防止を図ること、②これにより、性犯罪被害者、取り分け、未成年者の保護を図ること、③性犯罪が発生した場合の容疑者の迅速な特定、その後の捜索・追跡、身柄の拘束等、捜査の遂行を容易にすることにある。

なお、司法データベースの創設に当たっては、登録義務者の人権保障について議論がなされた結果、その社会復帰に重大な支障が生じないようプライバシーの保護など、登録義務者の権利も十分考慮される必要があるとの結論に至り、後述のとおり登録義務者には自己の情報の修正及び削除を司法当局に申請する権利が認められることとなった。また、本制度は、米国に見られるような地域住民への情報開示までも予定した制度とはなっていない。

(2) 登録義務者の要件及び登録手続等

司法データベースの概要は以上のとおりであるが、登録義務者となる要件及び登録手続

37 例えば、性犯罪者による再犯強姦事件として、ストラスブール市で発生したブダン事件等が挙げられる。

等については、次のとおりである。

ア 登録義務の要件

司法データベースへの登録義務者とされる基本的要件については、「5年を超える拘禁刑をもって罰せられる刑事訴訟法第706-47条に定める性犯罪を犯し、かつ、同法第706-53-2条により定義される刑事裁判の対象となった者については、必ず司法データベースへの登録を行わなければならない。」とされている³⁸。上記性犯罪を犯した者であっても、5年以下の拘禁刑をもって軽罪として罰せられる場合については、当該判決をなした裁判官又は処分をなした検察官による命令が特別になされない限り、登録義務は生じない。

上記要件のうち、「性犯罪」の種類については次のとおりである。

- ① 強姦、拷問若しくは野蛮な行為が先行する、又はこれらの行為を伴う故殺若しくは謀殺の罪
- ② 強姦及び未成年者又は社会的弱者に対する強姦以外の性的攻撃の罪
- ③ 未成年者に対する墮落助長、未成年者のポルノ作出・頒布等、未成年者買春の罪次に、「刑事裁判の対象」となる場合については次のとおりである。
 - ① 確定判決であるか否かを問わず、有罪判決がなされた場合
 - ② 検事正の命令による刑事仲裁³⁹がなされた場合
 - ③ 責任無能力を理由とする予審免訴又は無罪判決がなされた場合
 - ④ 予審判事が予審開始決定を本データベースに記録するよう命じた場合
 - ⑤ 犯罪少年に関する1945年2月2日付けオルドナンス⁴⁰に基づく教育的措置又は教育的制裁処分の決定がなされた場合

イ 手続

司法データベースの登録義務の要件は前述のとおりであるが、これらの要件が備わったとき、司法官、すなわち、裁判官又は検察官が、前記刑事裁判の種類に応じて、司法データベースへの登録義務を課す命令又は決定を行うことになる（例えば、前記①に記載する有罪判決がなされた場合には、裁判官が有罪判決と同時に登録義務の命令を言い渡し、②に記載する刑事仲裁では、検察官がこの決定を行う。）。

38 刑事訴訟法第706-53-1条

39 Mediation Penal. 検事正は、軽罪又は違警罪につき、被害者に生じた損害の回復、犯罪に起因する紛争の解決及び犯人の復職に寄与すると思料するときは、公訴の決定に先立ち、当事者の同意を得て刑事仲裁手続に訴えることを決定することができる。この手続は、検事正が、中立の立場の刑事仲裁機関又は仲裁者（Modiateur）に付託して実施される。仲裁者となることができるのは、裁判所によって資格を付与され、刑事仲裁機関又は検事局に指名された者であり、専門的な教育訓練を必要とする。行刑機関及びその職員は仲裁を担当することができるが、保護観察官は仲裁を担当することができないとされている。

40 Ordonnance no. 45-174 du 2 février 1945 relative à l'enfance délinquante 「非行少年に関する命令」。「命令」の形式をとっているが、フランスにおける少年司法に関する基本法としての効力が与えられている。

司法官によるこれらの命令又は決定がなされた後、同データベースへの登録までの一連の手續は次のとおりである。

- ① 司法データベースへの登録義務を課す命令又は決定を行った裁判官又は検察官は、登録義務者の人定事項（住所、氏名、年齢等）に関する情報及び刑事裁判関係記録（判決書等）を速やかに同データベース管理機関である国立犯罪記録保管所（Le Service du Casier Judiciaire National。ナント市に所在し、司法省の監督下に置かれ、司法データベースの管理を所管する。）にファクシミリ等により送付する。
- ② 上記基礎情報の送付を受けた国立犯罪記録保管所は、当該情報を登録した後、登録義務者に対して登録義務の内容及び手續並びに義務を履行しなかった場合の罰則等に関する通知を行う。
- ③ 国立犯罪記録保管所から通知を受けた登録義務者は、その内容に応じ、出所後も一定期間ごとに住所及びその変更等に係る事項を警察に申告する義務を負う。具体的には、登録義務者は、まず、居住地の国家警察又は国家憲兵隊地域本部へ自ら出頭するか又は書留郵便により、1年に一回、自己の居住地を証明する書類を提出しなければならない。また、住所を変更した場合には、その都度、変更日から15日以内に住所変更の申告を行う義務がある。さらに、重罪又は10年以下の拘禁刑に処せられる軽罪により有罪の確定判決を受けた登録義務者は、6か月ごとに国家警察又は国家憲兵隊地域本部に自ら出頭して定期的に住所等の証明をしなければならない。登録義務者が未成年者である場合には、法定代理人等が本人に代わって申告を行うものとされている。
登録義務者がこれらの義務を履行しない場合には、2年以下の拘禁刑及び3万ユーロの罰金に処せられる⁴¹。
- ④ 警察は、登録義務者から申告のあった情報を受理し、提出資料等により当該情報の正確性を確認した後、これを国立犯罪記録保管所に送付する。
- ⑤ 国立犯罪記録保管所は、警察から送付のあった情報を司法データベースに登録した後、登録義務者に対し、登録の事実及び登録内容に誤りがないかどうかについて確認するよう文書により通知する。この結果、登録義務者の申出等により、登録情報に誤りがあることが判明すれば、これを修正し保存する。
- ⑥ 司法データベースへの登録情報の保存期間は、原則として、重罪又は10年以下の拘禁刑に処せられた軽罪については30年間、その他の場合については20年間である⁴²。登録情報の機密性が極めて高度であることにかんがみ、司法省は、監察官（司法官）を指名し上記犯罪記録保管所に派遣させて、登録情報が適正に管理されているかどうかを定期的に検査する体制を執っている。

41 刑事訴訟法第706-53-5条

42 刑事訴訟法第706-53-4条

(3) 登録義務者による登録情報の修正又は削除申請権

以上が司法データベースへの情報登録までの手続の流れであるが、前述のとおり、登録義務者には自己の情報に係る修正又は削除を司法省に申請する権利が認められている。すなわち、国立犯罪記録保管所が情報の登録を完了した後、登録義務者に対して登録情報の内容を通知することとなっているが、その内容が正確でない場合には、当該情報の修正を監督官庁である司法省に請求することができる。また、登録義務者が、相当の期間にわたり、新たな性犯罪を犯すことなく平穏に生活するなど、長期間にわたる登録情報の保存を望まず、不利益を回避したい場合には、同様に当該情報の削除を司法省に申請することができる⁴³。

登録義務者が自己に係る登録情報の修正又は削除の申請を司法省に申し立てた場合には、司法省は申請受理後、2か月以内に審査決定書を当該申請者に通知し、申請者が決定に対して異議があれば、決定書の受理後10日以内に裁判所に対して不服申立てを行うことができる⁴⁴。

なお、実務においては、当該事件について無罪又は免訴の最終判決が得られない限り、データの削除に係る申請が認められることはまれである⁴⁵。

(4) 司法データベースの閲覧による利用

司法データベースに登録された情報は、同データベースを監督している司法省関係者のほかに、次の場合に限り、捜査機関及び政府行政機関関係者にも、コンピュータを通じてその閲覧による利用が認められている。

すなわち、①性犯罪事件の容疑者の特定、証拠収集及び捜査関係調書作成のため必要があると認められた場合には、当該事件の捜査を担当する司法警察員、②未成年者との接触が常態的に予想される職業（例えば、学校等の教育施設。）等へ従事するための資格取得又は承認に係る申請がなされた際、当該申請者が司法データベースに登録されていない人物であるかどうかを確認する必要があると認められた場合には、当該申請の審査認可権限を与えられた県行政職員が、事前に閲覧の許可を求めることにより同データベースを利用することができる。

なお、司法データベースの閲覧許可を事前に得た上記の者が、コンピュータを通じて同データベースにアクセスした場合には、閲覧日、閲覧者氏名、閲覧した情報等が電磁的記録として残されるとともに、守秘義務が課される。仮に、無許可若しくは目的以外の理由により閲覧した場合又は閲覧後に登録情報を外部に漏洩した場合には、刑事訴追を受け、

43 刑事訴訟法第706-53-10条

44 司法省刑事・恩赦局による「司法データベースの運用に関する通達」(Circulaire relative à la mise en place du fichier judiciaire national automatisé sexuelles)

45 平成18年11月30日に訪問した司法省刑事・恩赦局において、同局刑事課長Myriam QUEMENER 検事からの聞き取り調査による。

5年以下の拘禁刑及び30万ユーロの罰金に処せられる。

(5) 司法データベースの評価及び課題⁴⁶

司法関係者により司法データベースが評価されている点及び今後の課題となる点については次のとおりである。

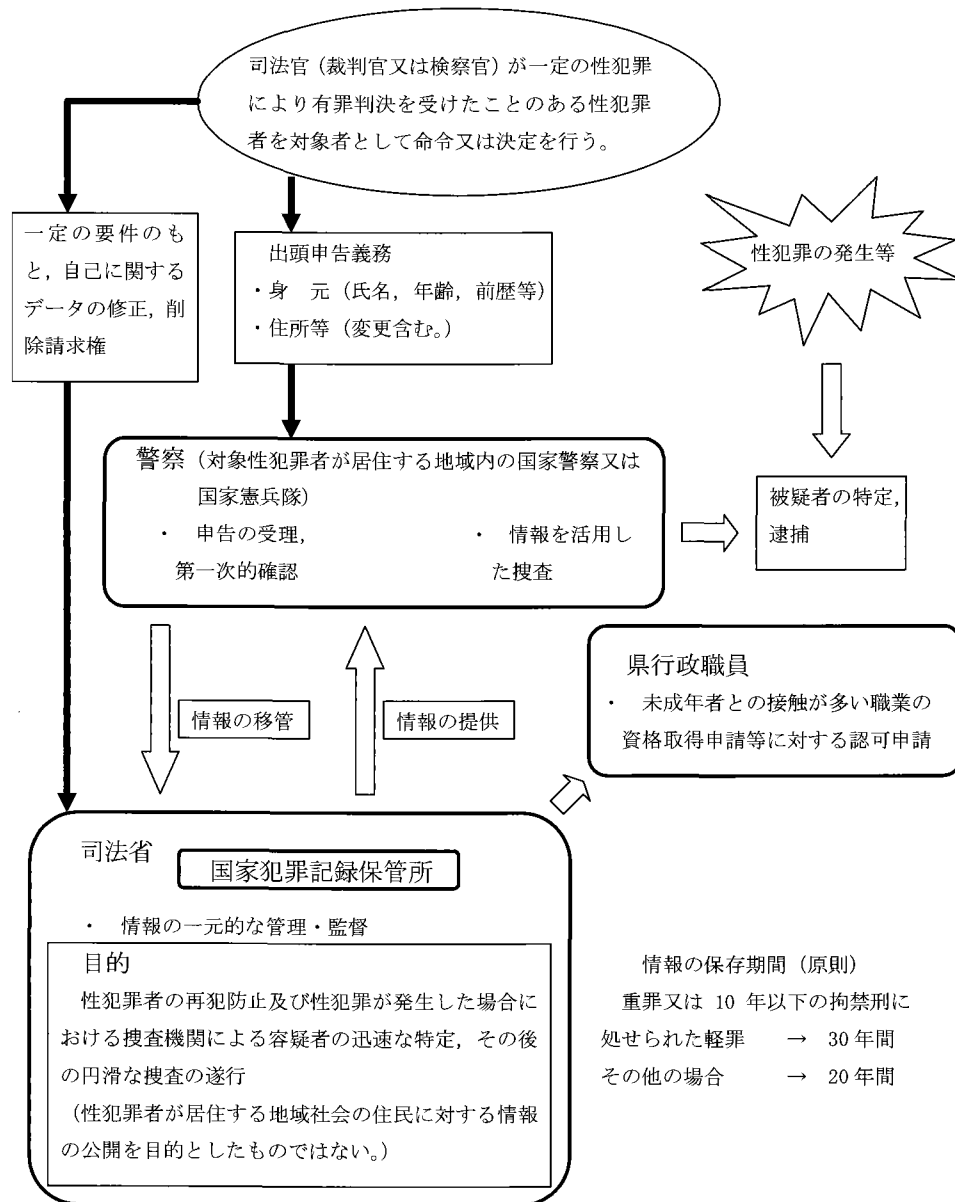
まず、評価されている点であるが、①司法データベースの統計的な効果は明確ではないものの、性犯罪防止対策上、必要不可欠な制度として司法関係者はもとより、国民一般のコンセンサスも得られていること、②登録情報は地域住民への開示を予定したものではなく、それを閲覧・利用することができる者の範囲も限定され、また、登録義務者には自己の情報に係る修正又は削除請求権が付与されるなど、登録義務者の権利にも配慮した制度となっていること、③同データベースが保存されているコンピュータのセキュリティを年々強化することにより、登録情報の管理についても安定性が高まってきていることなどが挙げられている。

一方、今後の課題となる点については、①登録情報の信頼性及び手続の迅速性は、司法データベースが適正かつ効果的に運用されるための、また、同制度に対する国民の信頼を失わないための重要な要素であるが、この点については、登録義務者の申告受理及び登録情報が正確であるかどうかの第一次的確認審査を行う警察機関に依るところが大きく、今後も司法省と連携して向上を図っていく必要があること、②登録義務者が申告義務を履行しなかった場合には、実務上、初回不履行時にまず本人に警告を与え、その後、失踪等を防止するため監視体制を執っているが、この点についても警察機関の人的資源に依るところが大きく、引き続き改善を図っていく必要があることなどが挙げられている。

司法データベース制度の概要を示したものが図1-6-2である。

46 前注45参照

図1-6-2 性犯罪者に関する司法データベースの流れ (概要)
(Fichier Judiciaire National Automatisé des Auteurs d'Infraction Sexuelles, FJNAIS)



3 性犯罪者に対する移動電子監視措置 (Placement sous Surveillance Electronique Mobile, PSEM)

「性犯罪者に対する移動電子監視措置」(Placement sous Surveillance Electronique Mobile。以下「PSEM」という。)は、2005年の「再犯者の処遇に関する法律 (Loi relative au traitement de la récidive des infractions pénales)」(2005年12月12日法律第2005-1549号、以下「再犯者処遇法」という。)の成立に伴い、出所後の性犯罪者の再犯防止及び被害者の保護という社会的利益の実現を図る目的で、新たに導入されることとなった制度である。PSEMは、性犯罪を犯した者に対し、7年以上の実刑判決を社会司法

追跡調査とともに言い渡す場合において、その者が成人であり、医学的鑑定がその者の危険性を確認し、釈放後の再犯を防止するために不可欠であると認められるときに、社会司法追跡調査に含めて命じることができ、対象者には、GPS (Global Positioning System, 「全地球測位システム」と呼ばれる。) を利用した電子監視機器が装着され、その移動状況が司法当局によって常時把握されることとなる。

以下、PSEM導入の背景、制度の内容及び現在実施されている試行の状況について紹介する。

(1) 制度導入の背景⁴⁷

社会司法追跡調査及び司法データベースの導入・施行後も、性犯罪により終身刑となった者が、仮釈放中に強姦・殺人を起こすなどの事件が発生したことなどを受け、性犯罪者に再犯を思いとどまらせるような更なる強力な制度が必要との認識が高まった。このような背景の下、司法大臣主導で、出所後の性犯罪者等による再犯防止及び被害者の保護を目的として、対象者の移動を常時確実に把握することが可能な電子監視措置の導入を検討することとなった。

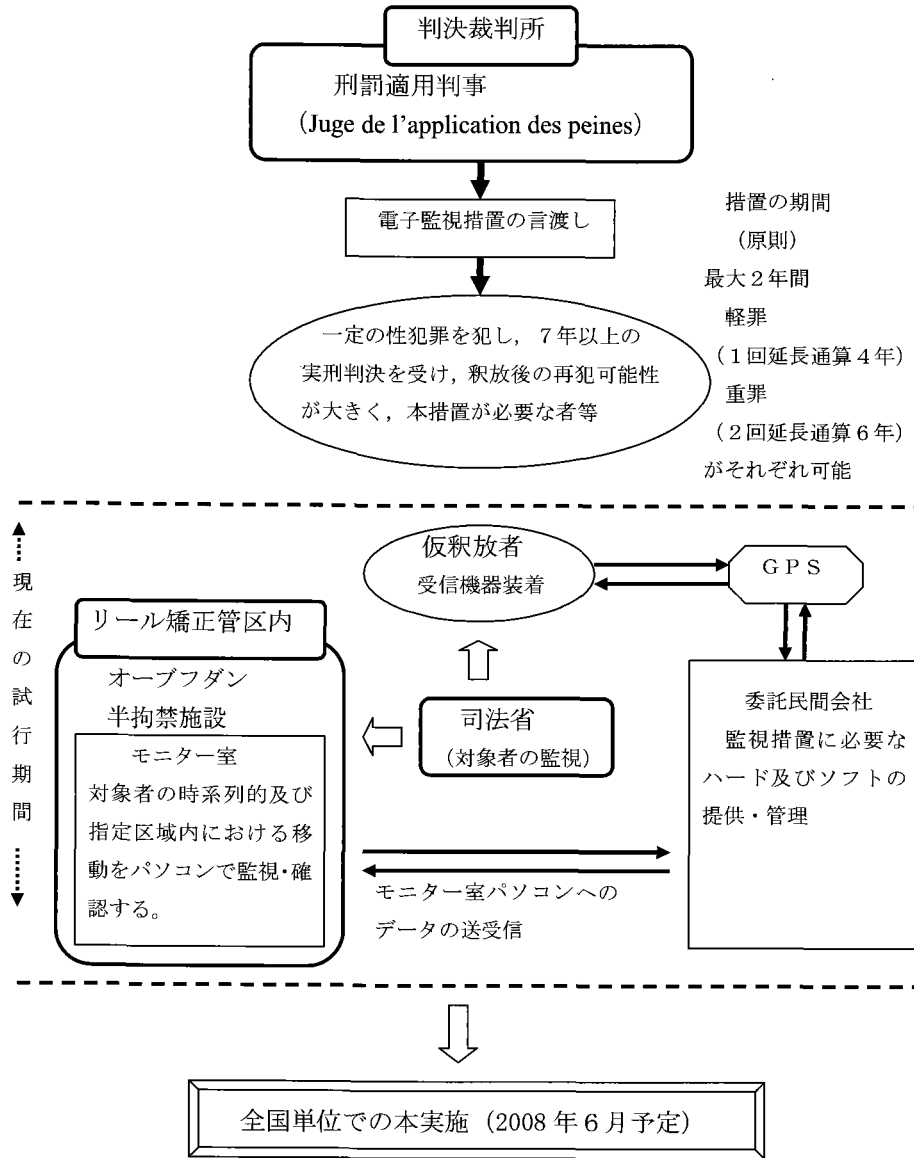
この当時、既に刑事事件の被告人や短期刑の有罪判決を受けた者を対象としてではあるが、勾留や刑事施設における受刑のための拘禁を解除する代わりに、対象者の身体の一部(足のくるぶし)に発信機を装着し、発信機を外したり、定められた時間以外に外出した場合には、警告音が行刑当局に通報されるという電子監視制度が導入されていた。しかし、同制度では、技術的に、対象者の移動(外出先)状況を常時把握することは困難であり、結局、行刑当局において、対象者の所在を確実に把握するためには、一日のうちの一定時刻に対象者の自宅の固定電話に電話することにより、本人が自宅に所在していることを確認しなければならないのが実情であった。

そこで、新制度においては、これらを克服すべく、GPSの最新技術を利用した新たな電子監視制度の導入が検討されることとなり、国会で約1年間にわたり審議された結果、2005年12月12日に上記再犯者処遇法が成立し、新たにPSEMが導入されることとなった。主な論点は、本電子監視措置は対象となる性犯罪者等の人権を過度に制約するものではないかとの点にあったが、前述のとおり、性犯罪者による悪質な再犯事件が発生したことから、世論の支持もあり、最終的に国会で承認がなされた。

PSEMは、同国における主要な性犯罪者対策のうち、最も新しい制度であり、現在、施行に向けて試行中のところ、その制度の概要は、**図1-6-3**のとおりである。

47 以下、移動電子監視措置の項に関する記述については、平成18年11月28日に訪問した司法省行刑局におけるPSEM実施準備室担当者及び同年12月1日に訪問したオーブダン半拘禁施設内にあるPSEM試行監視センター担当者からの聞き取り調査並びに“Le Placement sous Surveillance Electronique Mobile” (2006年, Ministère de la Justice) による。

図1-6-3 性犯罪者に対する移動電子監視措置の流れ(概要)
(Placement sous Surveillance Electronique Mobile=PSEM)



(2) 制度の概要及び目的

PSEMは、出所後の性犯罪者等による再犯防止及び被害者の保護を目的として導入された。具体的には、①PSEMに付された対象者（以下「監視対象者」という。）の現在位置の特定及び移動状況の履歴の確認、②指定された区域への立入禁止等、監視対象者に課せられた義務及び禁止事項の遵守状況の確認並びに違反行為の即時の発見及び③対象者の刑罰執行歴に関する統合的な管理等を行うことが期待されている。

なお、PSEMは、性犯罪者等の再犯防止という社会的利益の実現を図るためのものであるが、現時点では、警察等の捜査機関がPSEMのデータを司法省とシステム上共有し直接的に性犯罪の取締り・摘発に利用することまでは予定されていない。この理由としては、

PSEMはシステム上警察機関と接続されていないのが現状であるところ、仮に監視対象者が監視時間中に何らかの事件を起こした場合には、司法省が警察に情報を迅速に提供することで対応が可能であると考えられていることによる。こうした措置により、警察が行う性犯罪事件の捜査及び証拠収集を容易にするという副次的な効果がPSEMには期待されている。

(3) 監視対象者の要件

PSEMは、有罪判決の確定のあった性犯罪者について、刑罰適用判事がその適用を決定する。再犯者処遇法では、PSEMを前述の社会司法追跡調査の枠組みにおける一形態と位置付けた上で、その適用が決定できる監視対象者について、7年以上の自由剥奪刑を言い渡された成人で出所後の再犯防止のため本措置が必要な者⁴⁸や、社会司法追跡調査を課しうる重罪又は軽罪について有罪判決を受け、一定期間の刑の執行後、仮釈放が認められた者⁴⁹等の類型を予定している。

PSEMは、医学的専門家等による鑑定の結果、再犯の危険性が認められ、かつ、当該犯罪者本人が同意した場合に命じることができるが、再犯の危険性が認められているにもかかわらず、本人が同意をしない場合には、課せられた義務を遵守しなかったときと同様に拘禁刑（重罪の場合は7年以下、軽罪の場合は3年以下）が科せられるので、事実上当該犯罪者にとって同意しないという選択の余地は少ないものといえる⁵⁰。

(4) 措置の内容及び期間

PSEMの措置を命じられた者の第一の義務は、期間中、ブレスレット型発信機を装着すること及び装着された機器の正常な機能を維持するための管理（機器への充電等）である。第二は、移動禁止区域（学校や公園等、当該監視対象者が新たな性犯罪を起こす可能性があると考えられる場所として立入りが禁止された区域をいう。）には指定時刻以外に立ち寄ってはならないことである。なお、移動禁止区域の設定に伴い、当該移動禁止区域周辺に緩衝区域（機器を通じて移動禁止区域に接近していることを本人に警告し、誤って移動禁止区域に立ち入ることを防止する目的で設定され、移動自体が禁止される区域ではない。）が設定される。PSEMが命じられる期間は、原則2年間であるが、監視対象者の犯した罪が軽罪であれば2年間の更新を1回（通算最長4年間）、重罪であれば2年間の更新を2回（同6年間）行うことができる⁵¹。

(5) 機器の種類及び機能

PSEMを命じられた監視対象者が使用する機器は、①ブレスレット型発信機、②携帯式受信機及び③固定式受信機の三種類である。

48 刑法第131-36-9条及び第131-36-10条

49 刑事訴訟法第731-1条

50 刑法第131-36-1条及び第131-36-12条

51 刑法第131-36-12条

手首又は足首に装着するブレスレット型発信機は、腕時計程度の大きさである。監視対象者自身が発信機を操作することはなく、本発信機は常に位置情報等無線信号を発信するほか、同機に備えられた熱感知システムにより、発信機の身体からの取外しや破壊等の情報を監視センターから認識することが可能である。ブレスレット型発信機は、他の二つの機器と異なり充電することはできず、およそ36か月の連続使用が可能な使捨てタイプの電池が内蔵されている。

携帯式受信機（縦約15cm、横約10cm、幅約5cm）は、監視対象者が移動する際にベルトに装着するタイプであり、GPS媒体の役割を果たしている。移動中（外出時だけとは限らない）、ブレスレット型発信機の発信する情報を受信する役割を担っており、内蔵されたGPSにより本人の現在位置の割出しを常時行っている。また、携帯式受信機とブレスレット型発信機が約3m以上離れると警告音が出される仕組みになっているほか、携帯式受信機には監視センターからのメッセージを受信しディスプレイ上に表示する機能がある。携帯式受信機は、約3～5時間の充電により24時間の使用が可能である。

写真1-6-4 PSEMの機器の写真



固定式受信機（縦約25cm、横約15cm）は、監視対象者の自宅等指定された居所に設置される。固定式受信機には携帯式受信機の機能を補完する役割があり、主に同受信機の充電時に使用する。

監視対象者が使用する機器は以上のとおりであるが、一方、監視センターには、移動電子監視ソフトウェアがインストールされたパソコンが設置されている。この監視用パソコンには、GPSを媒体として、対象者が使用する機器からの情報受信及び同機器への情報送信機能のほか、それらの情報を電磁的記録として保存する機能が組み込まれている。具体的には、監視用パソコンの移動電子監視ソフトウェアに各対象者の居住地、勤務地、居住地・勤務地間の通常移動経路、移動禁止区域等をプログラムすることにより、画面上で個々の監視対象者の現在位置及び移動履歴を確認できるほか、一定時刻における監視対象者全員の現在位置の一斉把握も可能な仕組みとなっている。

以上が、PSEMの実施に当たり、監視センターと監視対象者の両者が基本的に必要とする機器の種類及び機能である。現在、PSEMの試行について司法省と契約を締結しているパリ市所在の民間会社が移動電子監視ソフトウェアの改良、上記機器の維持管理等の技術的支援を行うだけでなく、監視センターのバックアップセンターとして、24時間体制で監視対象者の監視の実施についても支援している。

(6) 本格的施行までのスケジュール

PSEMは、本格的な施行に向けての試行が2006年6月から開始されることが決定したが、調査訪問実施日（2006年12月1日）は、三つに区分された試行段階のうち、第一段階の時期であった。

第一段階は、当初2006年6月から6か月間の予定であったが、技術的問題から同年8月から開始された。フランス国内では比較的性犯罪事件の発生が少ないリール及びレンヌ矯正管区地域内で仮釈放者を対象に実施され、監視対象者は最大で40人である。

第二段階は、2006年12月から2008年5月までの18か月間、上記の二つの地域にパリ及びマルセイユ矯正管区地域を加え、仮釈放者以外の対象者も含めて実施する予定であったが、第一段階の開始の遅れに伴い、2か月ほど開始が遅れる予定である。監視対象者は最大で150人である。

第三段階の2008年5月以降、フランス国内で本格的実施となる予定であるが、試行の状況により、開始時期の変更があり得る。

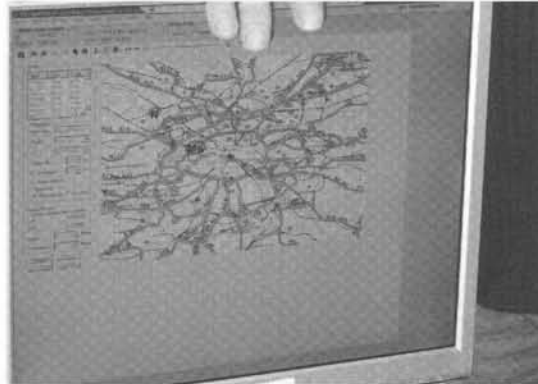
(7) 試行状況

PSEMの監視センターは、リール矯正管区管轄下にあるオーブフダン半拘禁施設内の一角に設置されており、司法省から派遣された職員3人が同センターに配属されている。調査実施日現在、監視対象者はPSEMの試行に同意した4人で、いずれも性犯罪者であり同矯正管区内に居住している者であった。

PSEMの運用に際しては、まず、各監視対象者の自宅等指定場所及びその場所に所在していなければならない指定時間並びに禁止地域及びそれに伴う緩衝区域を決定し、これをシステムに登録しておかなければならない（同決定は、PSEMの言渡しと併せて刑罰適用判事が行う。）。

監視センターに設置されているパソコンの画面上では、監視対象者の現在位置及び時系列的な移動経路の把握が常時可能である。また、監視対象者が緩衝区域へ立ち入った場合及び指定場所における指定時間の不遵守並びにプレスレットの取外しや破壊行為が認められた場合には、本人に警告が与えられる。さらに、機器の管理が不十分な場合（例えば、機器の定期的な充電の失念）にも警告が与えられることがある。

写真1-6-5 PSEM監視用パソコンの画面表示の例



試行開始以降、調査訪問実施日までの間、監視対象者が再犯につながりかねないような禁止行為に至った例はないということであり、運用に際して、大きな問題は発生していない。しかし、例えば、トンネルの中や大きなビルの影では一時的に通信が途絶えることがあるなど、機器の精度等技術的な課題は依然として残されており、これらについては更なる向上が必要とのことである。

(8) PSEMの実施経費及び効果

上記のとおり、現在の試行過程を経て、本格的施行に至るまでには、技術的な点を含め、いくつかの問題点を解決していかなければならない。再犯者処遇法の成立後、司法関係者におけるPSEMについての意見は賛否両論である。例えば、将来的にPSEMを未決拘禁者にも適用できるようになれば、拘留所 (Maison d'arrêt) における現在の過剰収容が緩和されるという肯定的意見がある一方、PSEMは監視対象者の人権が十分に保障されない可能性があるとか、司法省が本格的施行のための予算獲得能力を十分に有しているか疑問であるといった懸念や批判が提起されている⁵²。

PSEMの実施に係る経費の予算確保は一つの大きな問題と考えられるが、この点について司法省は、PSEMの実施に必要な一人当たりの1日の経費は、刑事施設に拘禁する場合(約60ユーロ)に比べ、約半分の30ユーロで済むという経費面での利点を強調している⁵³。

PSEMの性犯罪者等による再犯防止の効果の程度については、フランスだけでなく諸外国においても種々議論のあるところである。この点については、今後、本格的施行が行われ、相当の運用期間を経過した後の検証結果を待つこととなる。

52 2006年8月2日付けフィガロ (Figaro) 紙の記事「パスカル・クレモン司法大臣が新しい電子監視制度を導入」

53 前注52参照

4 刑事施設における性犯罪受刑者処遇

(1) 刑事施設の種類の等

フランスの刑事施設における性犯罪受刑者処遇を紹介する前に同国における刑事施設の種類の等について見ておきたい。成人矯正業務は司法省行刑局 (Direction de l'Administration Pénitentiaire) が所管し、我が国の更生保護業務に相当する社会復帰及び保護観察部門 (Les Services Pénitentiaires d'Insertion et de Probation, SPIPと呼ばれる。) も行刑局が管轄している。2005年12月31日現在における司法省行刑局が所管する刑事施設の種類の等及び収容区分は表1-6-6のとおりである。

表1-6-6 フランスにおける刑事施設の種類の等及び収容区分

刑事施設の種類の等		収容目的等	施設数
拘置所 (Maisons d'arrêt)		未決拘禁者及び執行残刑期が1年未満の受刑者を収容する。	115
刑務所	拘禁センター (Centre de détention)	執行残刑期が1年以上あり、社会復帰の可能性が最も高いと考えられる受刑者を収容する。したがって、原則として、社会復帰を主眼とした処遇を実施する。	24
	行刑センター (Centre pénitentiaire)	拘置所、拘禁センター、中央刑務所のうち、少なくとも二種類以上の異なった収容区域を併有する施設を指す。	31
	中央刑務所 (Maison central)	最も危険性が高く社会復帰が困難と思われる受刑者を収容する。基本的に重警備体制がとられている。	5
		小計 (60)	
半開放刑務所 (Centre de semi-liberté)		開放的処遇に適した受刑者を収容し、監視を伴わない施設外における諸活動を主眼とする処遇を実施する。	13
		合計188	
(他に受刑者の収容及び処遇に関し保健省と連携下にある施設)			
国立医療施設 (Établissement public de santé national)		国立病院の資格を有し、精神障害を有する受刑者等の医療措置を行っている。	1

注 L'administration pénitentiaire en France 2005 による。

次に、刑事施設に収容されている全受刑者に占める性犯罪受刑者人員を見たものが表1-6-7である。

刑事施設の収容人員の増加に伴い、性犯罪受刑者の人員も増大しており、その構成比はやや低下傾向にあるが、20%を超えている。2004年末現在では、収容受刑者数3万9,063人のうち、性犯罪受刑者(強姦, その他の性的攻撃及び売春周旋の罪で受刑中の者)は8,771人で22.5%である。

表 1 - 6 - 7 刑事施設の全受刑者中に占める性犯罪受刑者人員

(2000年～2004年各12月31日現在)

年次	2000	2001	2002	2003	2004
総数	47,837	48,594	55,407	59,246	59,197
受刑者	31,730	32,470	34,555	37,497	39,063
うち、性犯罪受刑者	8,003 (25.2)	7,883 (24.3)	8,195 (23.7)	8,346 (22.3)	8,771 (22.5)
未決拘禁者	16,107	16,124	20,852	21,749	20,134

注 1 Annuaire Statistique de la Justice 2005による。

注 2 性犯罪受刑者は、強姦、その他の性的攻撃及び売春周旋により受刑している者の合計である。

注 3 () は、全受刑者人員に占める性犯罪受刑者人員の構成比である。

(2) 地域医学心理局における性犯罪受刑者処遇プログラム⁵⁴

同国の刑事施設における性犯罪受刑者処遇プログラムは、主に「地域医学心理局 (Service Médico-Psychologique Régional, SMPRと呼ばれている。)」において実施されている。地域医学心理局は、通常、地域単位ごとに拘留所に附設され、保健省に所属する精神科医、看護師及びソーシャル・ワーカーから構成される処遇チームが、司法省行刑局と協力・連携し、性犯罪受刑者を始めとする医療面ないし精神面での問題を有する受刑者の精神的医療を担当している（フランスでは、1997年の法改正に基づき、刑事施設に収容されている受刑者の医療業務の所管は従来の司法省から保健省に移管された。）。

今回は、フレーネ医療刑務所内に附設された「フレーネ地域医学心理局 (SMPR de FRESNES)」において調査を行ったが、同地域医学心理局における性犯罪受刑者処遇プログラム（以下「本処遇プログラム」という。）は次のとおりである。

フレーネ地域医学心理局では、3階建ての収容棟が一棟あり、収容人員は全体で47名程度である。1階及び2階には精神的疾患を有する受刑者が収容されている。3階が本処遇プログラムを受講する者の収容・処遇ユニットであり、その収容定員は13名である。

まず、本処遇プログラムの受講者の選定であるが、地域内の拘留所等に収容されている性犯罪受刑者からの受講申請に基づき、精神科医及び主任看護師が、①本人の受講意欲が高いこと、②本人の性犯罪の原因や問題性が主に性格等に起因するものであること、③本人の残刑期が同プログラムの平均的受講期間に足りていることなどの要件をすべて満たしているかについてを審査し、受講の可否を決定している。

次に、本処遇プログラムの処遇体制と処遇目的であるが、現在、精神科医1名及び看護師12名から構成される処遇チームが処遇の実施及び評価を担当している。処遇目的は、各

54 以下、地域医学心理局における性犯罪受刑者処遇プログラムの項に関する記述については、平成18年11月30日に訪問したフレーネ地域医学心理局における、処遇チームのキャップでもあるMagali BODON-BRUZEL精神科医及びChantal DIEUZAIDE看護師長からの聞き取り調査による。

受講者が犯したそれぞれの性犯罪の原因になったと考えられる精神的疾患の治療にある。

本処遇プログラムは、主として、グループ療法や個別カウンセリングによる。具体的には、カナダ等で実施されている認知行動療法を基本とした技法を活用し、性に関する認知のゆがみ、自己の犯した性犯罪の重大性及び被害者に与えた苦痛について受講者自身に気づかせ理解させること等を主眼としたグループ・ミーティング、ロール・プレイングのほか、個々の受講者の問題性に応じた個別カウンセリング等を実施している。本処遇プログラムの実施期間は、現時点では、全体の収容期間（平均収容期間は1年6月）を通して全過程を終了すればよいこととされている。

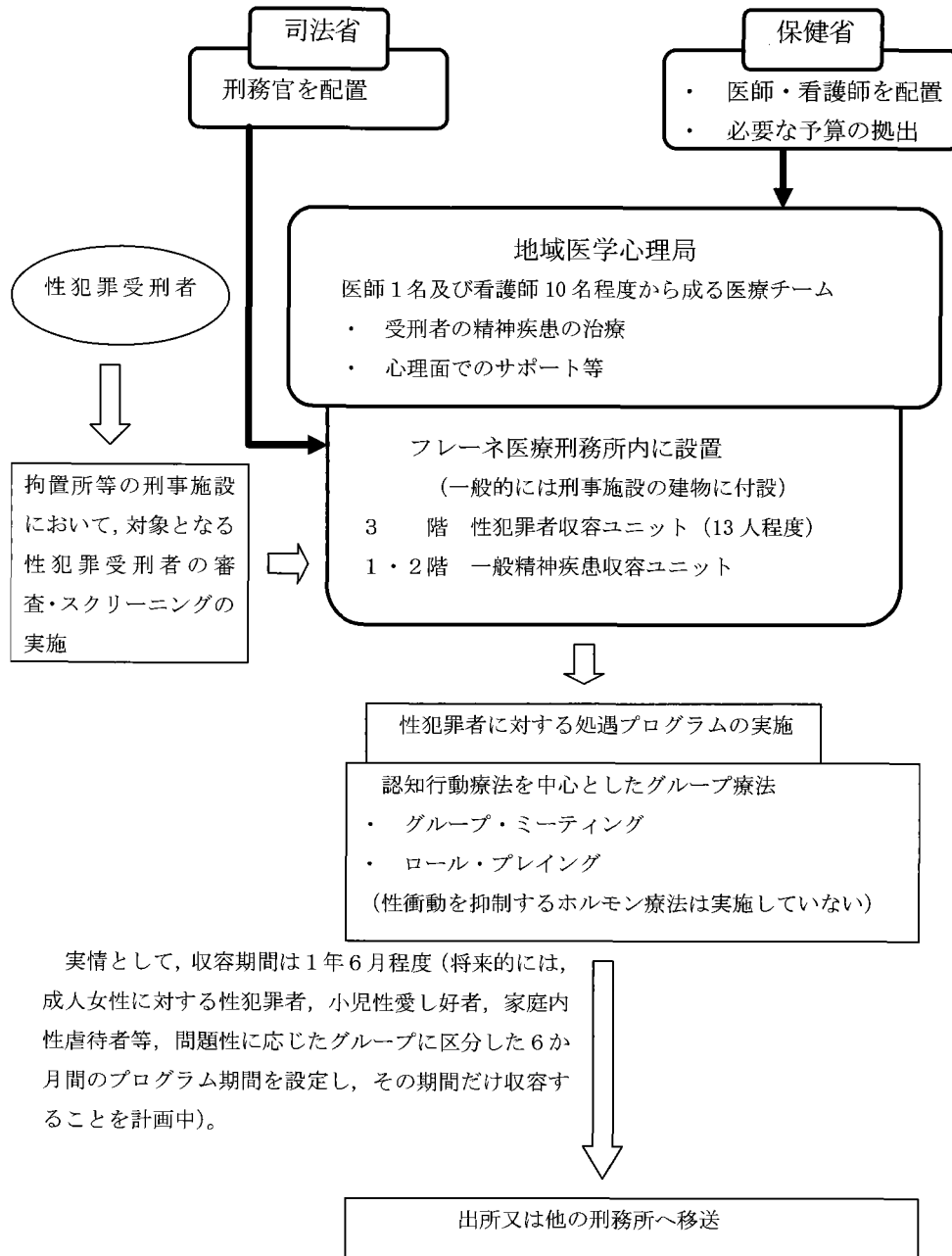
本処遇プログラムの課題であるが、収容期間中に同プログラムの全体課程を修了すればよいこととされていることから、例えば、ある一つの指導が終了し、次回の指導を行うまでの間隔が長くなりがちであり、結果的に集中的な指導が行われないことがあるため、指導効果が十分に期待できないことが指摘されている。

こうした状況を踏まえ、現在、フレーネ地域医学心理局では、新たな処遇プログラムの構築を目指したプロジェクトを立ち上げている。具体的には、①対象となる性犯罪受刑者が抱える性犯罪の傾向や問題性に応じたカテゴリー（例えば、成人女性に対する性犯罪が中心のグループ、幼児ばかりを狙う幼児わいせつグループ等）を細区分し、②プログラム期間についても従来に比べて短期間の6か月とし、収容期間も受講期間に合わせて6か月とし、集中的な指導を行い処遇効果を高める、③プログラムの全課程を終了した時点で修了者を他の刑事施設に移送し、次の対象者を選定・受講させることにより、受講人員の増加も併せて図ることを検討している。

フランスにおいては、性犯罪受刑者の高齢化という現象が見られることについては既に述べたが（第5「性犯罪の刑事事件審理に関する裁判制度」2「性犯罪事件の審理状況」参照）、フレーネ地域医学心理局においても同様の説明を受けた。同地域医学心理局で受け入れる性犯罪受刑者についても、収容時に50歳を超えている者が増加しているとのことである。

フレーネ地域医学心理局で実施されている性犯罪受刑者処遇プログラムの概要は、図1-6-8のとおりである。

図1-6-8 フレーネ地域医学心理局における性犯罪者処遇（概要）
 (Service Médico-Psychologique Régional (=SMPR) de FRESNES)



フランスでは、全受刑者に占める性犯罪受刑者の比率は比較的高く、司法省は保健省と連携して性犯罪受刑者処遇プログラムの実施に取り組んでいる。しかしながら、同国の刑事施設における性犯罪受刑者処遇プログラムの実施状況は、現時点では十分な実績があるとは言えないようである。この理由としては、①刑事施設、取り分け、最も施設数が多い拘置所は過剰収容の状況にあり、例えば、性犯罪受刑者を特定の施設に集団拘禁し又は一施設内で性犯罪受刑者だけを区分収容するなどして、処遇プログラムを実施するという方法は現実的に困難である、②受刑者の処遇プログラムとしては、彼らの犯罪類型にかかわ

らず、これまで職業訓練や学科教育が中心であり、また、出所後は社会司法追跡調査等の制度も用意されていることから、性犯罪受刑者処遇プログラムの開発には十分な力が注がれず、そのための専門的スタッフも不足していた、等が考えられる。この点、現在では、行刑当局において性犯罪受刑者処遇プログラムの開発の必要性が認識されるようになり、今後の発展が期待される分野であると言える。

5 犯罪被害者支援団体における援助活動

フランスにおいては、性犯罪を含めた犯罪被害者に対する民間の支援団体の活動が刑事司法機関と連携して全国的に展開されており、犯罪予防及び犯罪被害者の救済において重要な役割を果たしている。

今回は、そうした被害者支援団体の一つである、**子供の被害者の親に対する援助協会**（Aide aux Parents d'Enfants Victimes, APEV）以下、「APEV」という。）における調査を実施した。

(1) 設立経緯及び活動目的⁵⁵

APEVは、性犯罪等により子供が行方不明となったり、殺害等により子供を失うなど、同じ状況にある親たちによって1991年に設立された被害者救済のための民間支援団体である。

このような犯罪被害者のための支援団体が設立されるまでは、性犯罪等により子供を失った親たちは、子供の捜索を含め、彼らが受けた被害について、それぞれ個別に警察や司法省等の行政機関等と対応せざるを得なかった。しかし、そのような状況の中で、被害にあった家族が出会い、情報交換をするうちに犯罪被害に対する情報や行政機関等からの支援が区々に渡っていることや、中には、情報や支援をほとんど得ることができない家族がいることが明らかになった。そこで、APEVは、被害家族同士が連携し、ミーティングを重ねる等により情報を共有するとともに、子供を失った家族が直面している様々な問題について、警察、司法省等の行政機関や裁判所の理解を促すことを目的にその活動を開始した。

現在、APEVは、パリに本部を持ち、リヨン等フランス国内に7つの下部組織を持つほか、アメリカ、カナダ、スペイン等にも支部を設置している。会長は、アラン・ブレ（Alain Boulay）氏（彼自身も性犯罪事件により子供を失っている。）であるが、ボランティアで会長職を務めており、他のスタッフも全員がボランティアである。

なお、フランスでは、APEVに先立ち、1986年に設立された全国被害者援助・救済センター（Institut National d'Aide aux Victimes Et de Médiation, INAVEM。「イナベム」

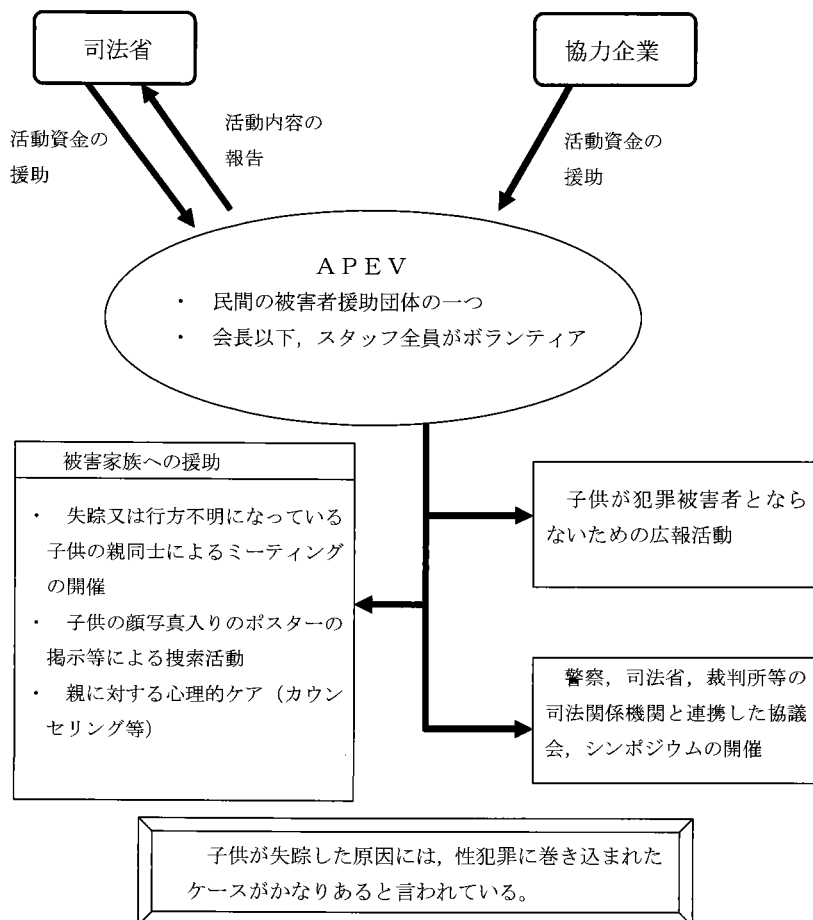
55 以下、子供の被害者の親に対する援助協会の項に関する記述については、平成18年11月29日に訪問した同協会事務所におけるAlain BOULAY会長からの聞き取り調査による。

と呼称される。) という著名な被害者全国組織団体があるが、APEVもINAVEMに加盟し、他の被害者支援団体と連携を図っている。

(2) 活動内容

フランスでは、大人及び子供を含めて、年間約4万2,000人が家出をしており、そのうち、約1万人の所在が不明になっていると言われている。こうした状況にあって、APEVが援助を行っている対象家族は年々増加しており、現在、約200家族に達しているが、そのうち、性犯罪に巻き込まれたことにより行方不明になっていると考えられるケースがかなりあると言われている。APEVの主な活動は、①被害家族に対する援助、②被害者権利の保護・向上及び③犯罪の予防、とされている。その活動内容の概要は図1-6-9のとおりである。

図1-6-9 子供の被害者の親に対する援助協会の活動の概要
(Aide aux Parents d'Enfants Victimes=APEV)



ア 被害家族に対する援助

APEVは、子供を失うという同じ経験を持つ家族に対して、家族同士が直接的に接触する機会を提供することを主要な活動の一つとしている。

特に、事件の初期の段階では、被害家族は、置かれた状況の中で彼ら自身が混乱していることが多いが、APEVでは、被害家族に対し、精神的支援あるいは法的助言等を行うことにより、彼らが社会的に孤立することの防止を図っている。もっとも、被害家族自身が行うべき活動、例えば、警察への被害の申告・告発等は、支援内容の目的とはしていないので、そのような措置は、被害家族自身が行わなければならない。そのため、APEVは、被害家族が互いの立場を共感し、被害回復に向けた情報を共有することが重要であると考えており、そうした機会や場面の設定を積極的に行っている。

被害家族からAPEVへの最初の支援相談は、電話やインターネット（約50%が電子メールによるものである。）を通じて行われることが多い。これらの相談に対しては、APEVが支援の対象となる家族に対して、カウンセリングを始めとする各種支援を行い、APEV各支部が実施するミーティングや年に一度の全国大会への参加を促すなどしている。現在、ミーティングは年に3～4回程度、1回につき20家族程度の参加を得て開催されており、また、フランス全土から集まる全国大会には80家族程度が参加して開催されている。

APEVは、被害家族に代わって、警察への事件告発や損害賠償請求等、被害回復のための法的措置を直接的に行うことはないが、その一方で、警察と綿密な連携を持って活動している。すなわち、APEVは、被害家族がAPEVからの助言に基づき警察に捜索を要請したことを確認した後、必要な情報提供など警察の捜査に協力している。APEV自身も失踪者の捜索活動を独自に行っており、失踪した子供の顔写真を掲載したポスターの配布やインターネット上で情報提供を呼びかけている。また、親自身による性的虐待等のケースが相当数あり、中には子供が自らの意思により家出して親から逃れようとするケースもあるため、APEVの活動により子供を発見した場合であっても、両親のもとにすぐに帰すことはせず、警察に連絡をし、調整を図った上で子供を両親に引き渡すなど、子供の保護にも十分努めている。

このような警察との連携・協力の結果、これまで4分の3程度の子供が発見された実績を有している。さらに、APEVは、個別的支援として、被害家族に対するカウンセリング等心理的ケアを実施しているほか、被害家族が加害者の裁判に出廷又は傍聴する際の同伴活動も行っている。

イ 被害者権利の保護・向上のための活動

APEVは、司法官、弁護士、心理学者、ジャーナリスト等の参加協力を得て、性犯罪へのトラウマ等に苦しむ被害家族の現状の報告、被害者権利の保護・向上に資する司法制度の改善等に関する意見交換会を開催し、被害者権利の保護・向上に努めるとともに、子供に対する性犯罪の予防及び罰則の強化を政府や関係省庁に働きかけている。さらに、APEVは、国立司法学院（Ecole Nationale de la Magistrature）が実施している司法官養成コースの特別講義に被害者団体の立場として参加し、意見交換及び専門的な知識の習得・向上に努めている。

ウ 犯罪の予防に関する教育活動

APEVは、子供が性犯罪や誘拐の被害者とならないような環境整備を社会全体で取り組んでいくことが極めて重要であると訴えている。具体的には、学校での教職員、生徒の保護者団体等と共同して子供が犯罪に遭わないための教育の実施や地域の防犯活動に対するミーティング等に積極的に参加している。

(3) 政府機関等による活動資金援助

民間の被害者支援団体が、その活動を十分かつ円滑に遂行するには、各種団体からの財政的援助が欠かせない。APEVにおいても、司法省及び地方公共団体（Ilé-de-France, イル・ド・フランス）から財政的援助（それぞれ年間約1万ユーロ）を受けるとともに、会計状況や活動内容に関する報告を毎年行っている。また、一般企業からもAPEVが設置した基金への寄付（年間約3万ユーロ）を受けており、現在、この総額は司法省等からの援助額を上回っている。

おわりに

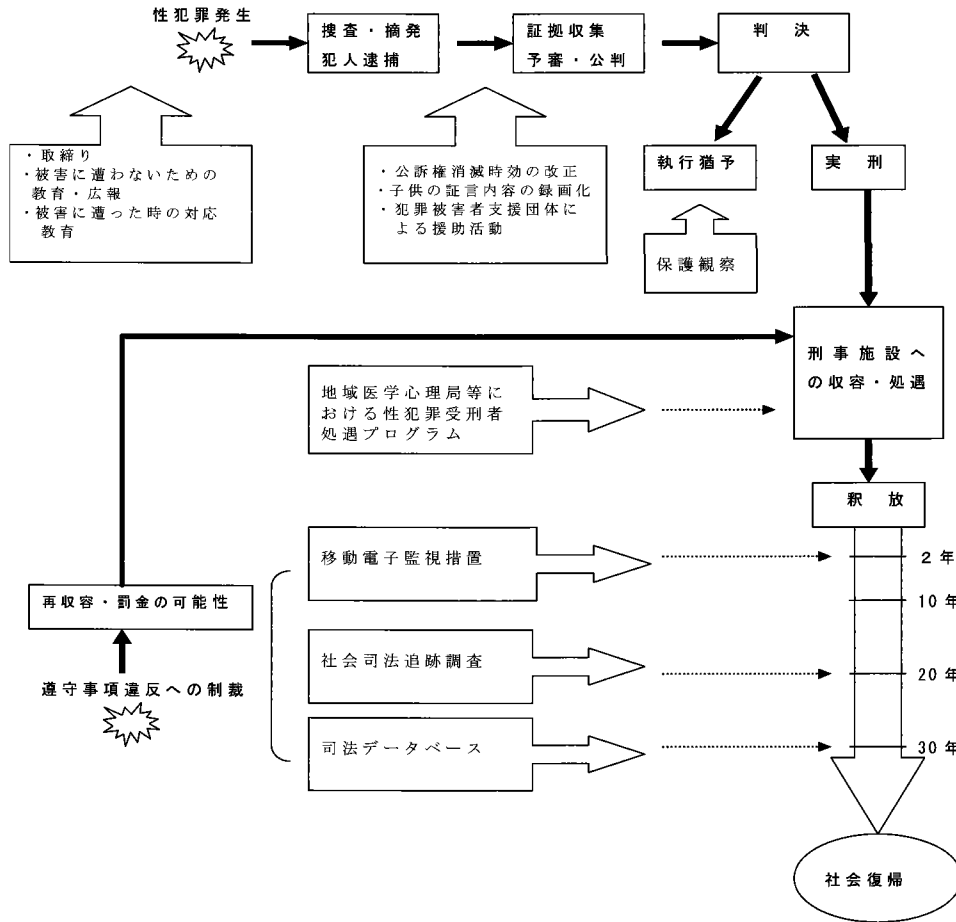
以上、これまでフランスにおける中心的な性犯罪防止対策を紹介してきたが、現在、試行段階にあるものも含めて、同国における性犯罪防止対策を全体的なモデルとして整理したものが図1-6-10である。

フランスにおける今回の調査研究では、同国の警察、裁判所、司法省関係部局（所管の刑事施設の視察を含む）、被害者援助団体等、性犯罪の防止対策にかかわっている関係機関を訪問し、性犯罪の現状、防止対策に係る諸制度の内容等について調査を行った。

フランスにおける性犯罪防止対策は、特に未成年者に対する性犯罪の予防と性犯罪者の再犯防止の二点に重点を置き、1990年代以降、各種対策が講じられてきたものと理解される。それらの施策は、基本的には、司法関係機関が主体となって行うものと、それらの機関が支援は行うものの、基本的には民間団体等が地域社会内で行うものとに大別することができる。前者の例としては、未成年者に対する性犯罪の罰則強化、性犯罪の公訴権の時効に係る法改正、社会司法追跡調査、司法データベース及び移動電子監視措置等が、また、後者の例としては、犯罪被害者支援団体による被害者支援活動及び警察官や教師等による主に婦女子を対象とした性犯罪防止に係る啓発教育等が挙げられる。

現在、フランス、特に都市部では多くの社会問題を抱えており、取り分け、犯罪の少ない安全な社会を構築することは同国にとって極めて困難な課題である。そうした状況のもと、性犯罪防止対策も喫緊の課題となっている。これまで見てきように、同国は、①限られた人的資源のもと、司法関係機関と民間団体とが連携・協力して性犯罪の防止対策に取り組み、②移動電子監視措置の導入に見られるように、可能な限り対象者の人権についても考慮しつつ、新しい性犯罪防止対策を積極的に検討・導入してきており、これらの点は評価されるべきである。

図 1-6-10 性犯罪防止対策の全体モデル



注 1 現在、試行段階にある移動電子監視措置も含めた全体モデルである。
 2 期間については原則（最長期間）を示している（条件により延長・更新が認められる場合がある。）。

しかしながら、性犯罪の罰則強化に始まり、社会司法追跡調査、司法データベースと一連の措置を次々と講じてきたものの、性犯罪者による凶悪な再犯事件を完全に防止するには至らず、これら再犯防止機能には限界があることも事実である。現在、移動電子監視措置が試行段階にあるが、将来本格的な運用を迎えた際、性犯罪者の再犯防止に対する効果検証が注目される。

最後に、同国における今後の性犯罪防止対策についてであるが、これまで十分な実績のなかった刑事施設内での性犯罪受刑者処遇プログラムの開発を進めつつ、これまで以上に司法関係機関と民間団体が連携・協力し、施策の効果を高めていこうとする方向性は基本的に変わらないものと予想される。同国における関連諸制度の今後の運用及び効果はもとより、新しい施策の検討・導入の動きについては、我が国としても引き続き十分注意を払っていく必要があるものとする。

参考文献

- 北村滋「フランスの警察」(1995年, 警察学論集第48巻第5号, 警察大学校編集)
- 滝沢正「フランス法 (Le droit français)」(1998年, 三省堂)
- フランシス・ル・グネーク/島岡まな (訳)「フランスにおける「性犯罪の予防及び処罰並びに少年の保護に関する1998年6月17日の法律」について」(2000年, 亜細亜法学第34巻第2号, 亜細亜大学法学研究所)
- 法務総合研究所研究部資料9「諸外国における犯罪被害者施策に関する研究」(2000年, 法務総合研究所)
- 上野芳久「フランスの少年に対する性犯罪」(2001年, 国学院大学紀要第39巻, 国学院大学法学会)
- マルチン・ビルリング/赤池一将 (訳)「フランスにおける行刑の現状と課題」(2005年, 矯正講座第26号, 龍谷大学矯正・保護課程委員会)
- 影山任佐「フランスの性犯罪—最近の動向とその対策」(2006年, 犯罪学雑誌第72巻第1号, 日本犯罪学会)
- 末道康之「フランス刑事立法の動向—Loi Perben II について」(2006年, 南山法学第29巻第2号, 南山大学法学会)
- 中田静「フランス刑事司法における電子監視—刑罰なのか危険な前歴者の監視なのか」(2006年, 近畿大学第53巻第3・4号, 近畿大学法学会)
- 網野光明「フランスにおける再犯防止策—性犯罪者等に対する社会内の司法監督措置を中心に」(2006年, レファレンス第667号, 国立国会図書館)
- “Code Pénal 2006” (2006年, Dalloz)
- “Code de Procédure Pénale 2006” (2006年, Dalloz)
- “Aspects de la criminalité et de la délinquance constatées en France en 2004, Tome 1” (2005年, Direction Centrale de la Police Judiciaire)
- “Annuaire statistique de la Justice 2005” (2006年, Ministère de la Justice)
- “Introduction: National Gendarmerie” (2006年, Ministère de la Défense)
- “Guide Methodologique: Auteurs d’Infractions de nature sexuelle condamnés à un Suivi Socio-Judiciaire avec injonctions de soins dans le cadre des lois du 17 juin 1998 et du 12 décembre 2005” (2006年, Ministère de la Justice)
- “Circulaire relative à la mise en place du Fichier Judiciaire National Automatisé des Auteurs d’Infractions Sexuelles (FIJAIS)” (2005年, Ministère de la Justice)
- “Le Placement sous Surveillance Électronique Mobile” (2006年, Ministère de la Justice)
- “L’administration pénitentiaire en France 2005” (2006年, Ministère de la Justice)
- “Droit des victimes” (2005年, Aide aux Parents d’Enfants Victimes)

Annie Kensey et Pierre V. Tournier, “Base de données <prisonniers du passé?> ” (2005年, Ministère de la Justice)